

公開シンポジウム

近代の皇室制度——その運用と課題——

〔日時〕 平成二十九年七月十五日（土）

午後一時三十分～五時三十分

〔会場〕 明治神宮参集殿

〔主催〕 明治聖徳記念学会

〔共催〕 國學院大學研究開発推進センター

井上毅と近代皇室制度の形成

齊藤智朗

はじめに

國學院大學の齊藤智朗と申します。どうぞよろしくお願
いします。

まずは講演タイトルにあります井上毅について、本日お
越しの皆様にはご承知のこととは存じますが、井上毅は明
治時代の法制官僚で、さらに言えば「官僚」という役職・
地位を確たるものにした、官僚の元祖となる人物です。具
体的には、大久保利通、岩倉具視、伊藤博文といった明治
政府における最高実力者の右腕となつて、「近代」という
時代における日本の国のあるべき姿を追求し、大日本帝国
憲法をはじめ近代立憲政治の基盤となる数々の重要な法律
の作成や、教育勅語等の詔勅の起草を数多く手がけ、様々

な政策の立案にも携わつた、明治日本を西洋諸国と並ぶ近
代国家として確立させることに全身全霊を傾けて努めた人
物、それが井上毅であつたと言えます。その事績から、井
上毅は日本近代史研究において「明治国家の建設者」や
「明治国家建設のグランドデザイナー」と称されています。
なお、井上毅旧蔵の文書や書籍の大半が、私が所属する國
學院大學の図書館に所蔵されています。井上の号である
「梧陰」をとつて「梧陰文庫」と呼ばれ、明治日本の近代
法制度の整備に関する主要な資料群となつています。

井上毅は明治二十二年二月十一日の大日本帝国憲法発布
と同日に制定された皇室典範——現行の皇室典範と区別し
て「明治皇室典範」と呼ばれますが——その作成にも中心
的な役割を果たしています。今回は、井上毅を中心に近代

皇室制度形成の一端を、これまで発表した拙稿等の内容をまとめつつ、本日のシンポジウムの全体テーマである「近代皇室制度―その運用と課題―」に適して説明したいと思えます。

一 明治皇室典範における「伝統」と「近代」

大日本帝国憲法とともに、明治皇室典範の作成における井上毅の基本方針は、「伝統」と「近代」の関係を整合・両立させることにありました。

そもそも「憲法」は近代西洋の Constitution の概念をもつ言葉で、一方の典範、「皇室法」も Imperial House Law の概念に基づいた、つまり「憲法」も「皇室法」も日本では近代に西洋から齎された概念になります。換言すれば近代の「憲法」は、古代の十七条憲法の「憲法（いづくしきのり）」とは、同じ「憲法」の語でも概念が異なっており、Constitution の翻訳語という、元々日本にはなかった概念なのです。このことは「皇室法」Imperial House Law も同様であり、西洋で誕生したものであるため西洋の皇室法を無視して作成するわけにはいかず、だからといって日本の皇室法である以上、日本の伝統や文化、歴史を無視して作成しても国内の政治・社会において適切に機能しないことから、日本の「伝統」と西洋の「近代」との整合・両立

を井上は基本方針に据え、典範の作成において実践していったことになります。

こうした明治日本の立憲体制の確立、とくに近代皇室制度の形成の上で、皇室の「伝統」を守るべきことを夙に唱えたのが岩倉具視でした。岩倉は公家出身の政治家で、明治政府の重鎮の一人となります。明治八年、大久保利通の主導下で開かれた大阪会議の結果、将来的な議会開設を謳った「漸次立憲政体樹立の詔」が渙発されたことに対し、岩倉は政党・民権派が議会を通じて天皇や皇室に累を及ぼすことがないよう、天皇・皇室に関することは憲法とは別に、つまり皇室法を憲法とは別けて立てなければならぬと考え、明治十六年に亡くなるまで、宮内省に諸規取調所や、さらに内規取調局といった機関を設けて、皇位継承をはじめ皇室制度の調査を自ら主導していきました。

この間の明治十四年、岩倉は「大綱領」を発表します。「大綱領」の起草者は井上毅と言われていますが、ここで掲げられている項目の一つに、「帝位継承法ハ祖宗以来ノ遺範アリ、別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ、帝國ノ憲法ニ記載ハ要セサル事」とあり、皇位継承法と憲法を別ける方針が打ち立てられます。この「大綱領」の時点では、あくまでも「皇位継承法」のみを憲法とは別個の法典とするもので、皇室法全体を憲法とは別に定めるとの考えには至っていない

かったとする指摘がありますが、いずれにせよ、一部でも皇室法を憲法と別けて定めるとともに、とくに「祖宗以来ノ遺範」という「伝統」に基づいた皇位継承法を確立させる方針が、「大綱領」によって明確化されたことになります。

「大綱領」の翌年となる明治十五年、伊藤博文ら一行は渡欧して、現地で近代的な憲法や皇室法の調査を行います。この時、井上毅は伊藤と行動をとみせず日本国内に留まり、日本の歴史や伝統的な法制度を調査しています。これは来るべき憲法の作成に臨み、岩倉と伊藤が相談して、井上には国内で日本の国体に適合した制度を調査・研究させることにしたと言われています。ただ井上もこの時期、上古の歴史に関する知識が乏しいことを自ら吐露しており、井上自身、皇室制度をはじめとする伝統的な法制度を学ぶ必要を痛感していた、つまり憲法の作成には、西洋の近代的な法制度に精通していることはもちろん、日本の歴史や伝統的な法制度に関する知識がなければいけないとして、その調査に従事するようになったと言えます。

一方、渡欧先で伊藤博文が最も感化を受けた人物が、ドイツの法学者シュタインであり、皇位継承法をはじめとする典範と憲法を二元化する基礎となったのも、シュタインが唱えた「家憲」という法概念でした。シュタインは、伊藤がその理論に傾倒して、明治日本の立憲体制の確立に多

大な影響を与えた人物と言われますが、シュタインの理論が伊藤をはじめ明治日本の政治家・官僚に受け入れられた理由に、シュタインが非西洋国である日本に対して、徒に西洋の模倣をするのではなく、自国の歴史に基づいた国家体制を整えるべきと説いたことと、皇室に関することは「家憲」として憲法とは別に規定すべしと、先ほどの「大綱領」で示された明治政府の方針に合致した内容を説いたことが指摘されています。シュタインの「家憲」の理論を受けて、皇室に関する法規、つまり典範を憲法とは別に立てる方針が確定し、明治二十二年制定の典範は議会の介入を受けない、憲法からは独立した「皇室ノ家法」と位置づけられました。また、典範制定の際、大臣の副署や公布の手続きがなされず、官報に登載されない形式が取られています。このように、典範と憲法の二元体制そのものが、岩倉が説いた「祖宗以来ノ遺範」に基づく「伝統」と、シュタインによる「家憲」の法概念に基づいた「近代」の両面から構築された、いわば「伝統」と「近代」を整合・両立して、典憲二元体制が確立されたと捉えることができます。

二 井上毅による伝統的な皇室制度の調査

次に、「伝統」と「近代」の整合・両立を基本方針とした井上毅による明治皇室典範の形成において、「伝統」、つ

まり天皇・皇室に関する伝統的な法制度の調査・研究の実態について説明したいと思います。

明治十六年、岩倉具視が亡くなった後、憲法調査から帰国した伊藤博文が翌十七年に宮内卿に就任して宮内省改革を行います。その一環として、宮内省に現在の宮内庁書陵部の前身の一つとなる図書寮が設置されて、井上毅が初代の長官、図書頭に就任します。井上は国学者を動員し、天皇・皇室に関する伝統的な制度典礼の調査・研究に乗り出します。

ここで注意すべきは、井上毅が図書頭に就任したことを契機に国学者が動員され、この時期に調査が開始されたのではなく、そもそも明治維新以後の歴史を通じて、政府内では国学者が皇室制度をはじめ伝統的な法制度を一貫して調査・研究してきたことです。明治維新以降の国学者による政府内での伝統的な法制度の調査については、本学会理事長の阪本是丸先生や、本日のコメンテーターである藤田大誠先生による研究があります。維新以来の国学者による皇室制度をはじめ伝統的な法制度の調査・研究のうち、代表的なものに『旧典類纂 皇位継承篇』、『纂輯御系図』、『旧典類纂 田制篇』、『憲法志料』等があり、これらは政府内で国学者が調査・研究してまとめた成果となります。こうした明治国学の実績があるからこそ、井上も図書寮に

おいて国学者を動員しての伝統法の調査・研究ができたのです。

もう一つ、明治国学を考える上で重要なのは、幕末から明治前期に活躍した国学者たちが神道・国学研究教育機関を設置して、次世代の国学者の育成に力を注いだことです。つまり、皇學館大學の前身の神宮教院本教館や神宮皇學館、または神道事務局に設置された生徒寮と、後に同寮を独立・拡充して明治十五年に創立された皇典講究所、あるいは東京大学文学部附属古典講習科といった機関で、明治の国学者たちはこうした神道・国学に関する研究教育機関を設けて、後進を育成しました。さらに、これら機関で育成された次世代の国学者たちも、明治二十年代になりますと、皇典講究所を母体に設立された國學院で教鞭を執り、先代が行ったのと同様、今度は自分たちが後進の育成に努めるとともに、政府内での伝統的な法制度の調査にも携わることとなります。とくに明治二十年前後から本格的に始まる典範や憲法の作成における伝統的な皇室制度の調査にも参加しています。

井上毅のもとに集まった国学者は、明治初期から政府内で伝統的な皇室制度の調査に従事してきた国学者と、その国学者が育成した次世代の国学者という、新旧の国学者の両方により構成されています。このことは、明治国学の歴

史の流れがまずあり、その歴史の流れの上で井上も国学者による調査・研究を通じて伝統的な皇室制度の確立を目指したことを表しているのです。

最初に紹介した井上の遺文書群である「梧陰文庫」には国学者による多岐にわたる調査資料が残されていますが、井上図書頭のもとでの国学者による調査・研究の成果に『図書寮記録』があります。『図書寮記録』は、皇室の制度典札に関する調査をまとめた書物で、現在、国立国会図書館のホームページ（デジタルコレクション）にて閲覧できます。『図書寮記録』は上篇と中篇だけで、最後の下篇は、井上が図書頭を辞任したことにより未完成のままとなっています。

ほかにも未完成のものとして『皇室典彙』があります。三種の神器や大刀契といった皇位継承の際に新帝に受け継がれるものをまとめた書物で、目次案だけが宮内庁書陵部に残されています。全二巻で、巻一に掲載予定であった三種の神器に関する各論、つまり小中村義象の「神器考略」や小中村清矩の「令律神璽考」、矢野玄道による「神璽之説」は「梧陰文庫」に収められており、少なくとも編纂に着手されていたことがえます。このように、図書頭時代の井上は国学者を動員し、伝統的な皇室制度の調査・研究を行ってその成果をまとめ、後述するように、来るべ

き典範の作成に臨んだのです。

三 国学者池辺義象による伝統的な皇室制度の調査——「シラス」と即位礼・大嘗祭——

井上毅のもとで伝統的な皇室制度の調査に従事した国学者のうち池辺義象——この時期は国学者の小中村清矩の養子となっていたので「小中村」姓でしたが、ここでは養父であった小中村清矩と混同しないよう「池辺義象」と呼びます——その池辺義象の調査を中心に、井上の典範作成に關して説明したいと思います。

まずは池辺義象について、井上と同郷の熊本の出身で、今日一般に明治から大正にかけての国文学者と説明されますが、先ほど説明した神宮教院本教館や東京大学文学部附属古典講習科といった神道・国学研究教育機関で学んだ後、井上が図書頭をつとめる図書寮に入り、伝統的な皇室制度の調査に従事しました。明治二十二年に第一高等中学校（明治二十七年から第一高等学校）の教諭、後に教授に就任し、その後フランスに留学して、帰国後は京都帝国大学の講師となります。東京に戻ってからは御歌所寄人として『明治天皇御集』と『昭憲皇太后御集』の編纂に従事したのをはじめ、明治神宮奉賛会絵画館委員をつとめ、さらには臨時帝室編修官に就任して『明治天皇紀（明治天皇御紀）』の編

修に携わります。なお『明治天皇紀』編修を最初に建議したのも池辺でした。

井上のもとで池辺が行った、典範に限らず憲法も含めた、主に天皇・皇室に関する伝統的な法制度の調査のうち、池辺が井上に示唆した「シラス」について、とくに井上が構築した理論である「シラス」論をまず取り上げたいと思います、井上の「シラス」論は、直接には典範の条文ではなく憲法第一条の「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」に関わるのですが、井上の天皇に対する考え方の中軸となる理論であり、憲法のみならず、後ほど取り上げるように、典範そのものにも大きく関係してくるため、ここで説明したいと思います。

明治十九年頃から憲法の起草が本格的に取り組まれるようになります。井上が起草した初期の憲法草案が「憲法初案説明草稿」と呼ばれる、明治二十年の一、二月頃の起草と推定されるもので、その第一条で井上は「日本帝国八万世一系ノ天皇ノ治（シラス）所ナリ」と、伝統的な大和言葉である「治ス」を用います。「シラス」は、『古事記』や『日本書紀』等の日本の古典に示された「知らす」（しらしめす、しるしめす）のことで、「治める」を表す言葉です。「シラス」の意味を井上に示唆したのが池辺義家でした。明治十九年十二月から翌二十年一月にかけての年末年始に

二人で南関東を旅した際、井上は池辺から「シラス」について、とくに「ウシハク」との関係についての示唆を受け、「シラス」の言葉のもつ重要さに気づき、帰京後まもなくに作成した最初の憲法草案の第一条に「シラス」の言葉を組み込んだのです。「ウシハク」とは「領有する」、「支配する」を意味する大和言葉で、『古事記』の所謂「国譲り」の箇所では「汝が領ける葦原の中つ国は、我が御子の知らす国そと言依さしたまひき」と、「ウシハク」（「領ける」と「シラス」（「知らす」）が対比して出ています。「梧陰文庫」には、本居宣長の『古事記伝』における当該箇所の註釈部分を抜粋した資料があり、ここでは天皇の「シラス」を「ウシハク」と称した例がないことから、「シラス」と「ウシハク」には「差別（タガヒ）」があるとの説明がなされています。この資料の内容から、井上が「シラス」と「ウシハク」には違いがあり、天皇が主語の場合は「ウシハク」ではなく、必ず「シラス」が用いられると理解していたことがわかります。なお、「シラス」と「ウシハク」の違いをめぐっては、大正九年の本学会の紀要で特集が組まれており、古典には皇統に属さない神や人が主語である場合でも「シラス」が使用されていること、ただし皇祖神ないし天皇が主語の場合は、「ウシハク」は一切使われず、必ず「シラス」が用いられることなどが指摘されています。

こうした「シラス」と「ウシハク」の違いに井上は着目して、自らが考える国家統治論としての「シラス」論を構築していきます。

井上毅は憲法発布後に発表した「言霊」と題する著作の中で、「シラス」と「ウシハク」の二つの言葉に関する自らの理論を展開しています。すなわち、井上は「シラス」と「ウシハク」とは「公的」と「私的」をめぐる本質的な違いがあり、「シラス」は公的な統治を、「ウシハク」は私的な領有をそれぞれ表すものと論じています。この理論は「天皇に私なし」とする、天皇には「私」の概念がなく、常に「公」の存在であること、また常に「公」の存在である天皇が国を治めることも、常に「公的」であるとする考えを基礎としています。天皇が日本の国を治めることは、天皇が「私的」に、個人的に支配するのではなく、「公的」に治めるものであるとする、天皇の公的統治を井上は「シラス」に見出したのであり、さらに「シラス」に表される天皇の公的統治は、王朝が変遷している外国とは異なる、日本独自の形態であることを説いています。

井上毅は初期の憲法草案である「憲法初案説明草稿」をはじめ、その直後に作成した有名な「甲案」・「乙案」でも「シラス」の言葉を第一条の条文に取り入れましたが、文体の調和がとれていない等の理由から、「夏島草案」に

おいて「治ス（シラス）」の表現から「統治ス」に変わり、これが正文化することになります。しかし、憲法発布直後に刊行された『憲法義解』、これは枢密院での審議に臨み、憲法の各条文の内容を説明するために井上が作成した「憲法説明」を基礎とする、つまり原型は井上が作成したのですが、憲法第一条の義解において井上は、条文にある「統治ス」の言葉は天皇の公的統治を表す「シラス」であることを説くとともに、この「シラス」の理念が憲法の「基礎ト為ス所」であるとする、自らの「シラス」論を展開しています。このように、国学者池辺義象の関与もあって、井上は独自の「シラス」論を構築して憲法の「基礎ト為ス所」としましたが、このことは同時にConstitutionとしての憲法に、「シラス」という伝統的な言葉や考え方を取り入れることにより、「伝統」と「近代」の整合・両立を図ったものとも指摘することができます。

池辺義象が井上毅のもとで携わった伝統的な皇室制度の調査のうち、もう一つの主要な事柄が即位礼と大嘗祭に関することです。典範において、即位礼と大嘗祭は第十一条に「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」と規定されました。条文中、「京都ニ於テ」行くと定められたのは、本日のコメンテーターである武田秀章先生の研究にもあります。国学者も大いに関わった明治四年における明治天皇の

大嘗祭の東京での齋行に起因しますが、ここでは典範の作成過程を中心に、即位礼・大嘗祭の規定そのものが設定されるに至った背景を取り上げたいと思います。

井上毅とともに典範の中心的な起草者であったのが柳原前光です。柳原は公家の出身で、元老院幹事であった時に、『旧典類纂 皇位継承篇』の編纂を指揮するなど伝統的な

皇室制度に精通する一方、近代西洋の皇室制度にも造詣が深かった人物です。この意味で柳原は、井上が基本方針に据えた「伝統」と「近代」の整合・両立に適う実力を有した人物でした。同じ公家出身の岩倉具視は柳原を高く評価して伊藤博文に託しており、伊藤から典範の最初の原案作成を指示されたのも柳原でした。柳原は最初の典範案である「皇室法典初稿」において即位礼と大嘗祭に関する規定を設けました。実際に制定された典範の規定とは表現が大きく変わりましたが、そもそも即位礼や大嘗祭のことを典範に明文化することを導いたのは、柳原と言えます。一方、井上はその義解、つまり条文説明の作成に当たっており、典範作成における両者の役割分担が指摘できます。

続いて、典範における即位礼・大嘗祭規定の、とくに義解の成立過程についてです。義解の作成において、井上毅のもとでその調査に携わったのが池辺義象でした。池辺は東京大学文学部附属古典講習科の学生であった時に「皇家

大礼考」と題する、皇室の祭祀・儀式の歴史に関する著作を、東京大学の機関誌であった『学芸志林』に発表していました。図書寮に入った後、井上の指示に従って「皇家大札考」に加筆・修正を施し、最終的には「皇家古札考」と改題・再編して、井上を中心に編纂された『図書寮記録』に収められています。

『憲法義解』と同様、『皇室典範義解』も原型は枢密院審議における「皇室典範説明」であり、井上毅が作成しました。『図書寮記録』は「皇室典範説明」作成の際に活用され、池辺が担当した即位礼・大嘗祭に関する記述も大いに参照されており、典範作成における国学者の関わりを示すものとなっています。

次に井上毅の大嘗祭観、つまり井上の大嘗祭に対する考え方について説明します。井上が即位礼を含め大嘗祭の意義や位置づけに関して明確に言及した資料は管見におよびませんが、典範が制定された翌年の明治二十三年、議会の開設に臨んで神祇官を復興すべきとする神祇官興復運動が朝野にわたり展開され、井上はこの問題に対する意見書をいくつか認めています。その中に神祇官の興復を推進し、教育勅語作成に共に携わった元田永孚から送られた神祇官衙設置案に対して、井上自らが修正を施して神祇局を設置する案を提示した「神祇局意見」という資料があります。

ここではまず原案として、祖宗の祭祀や宮中の神事、伊勢の神宮と熱田神宮、そして三種の神器や即位礼・大嘗祭等の大札を管掌する部局である「掌典職」を宮中に設置する案が構想されていました。この原案の内容は、当時皇室祭祀を管掌した式部職の中の掌典部を、「掌典職」に昇格し、天皇の祭祀・儀式のすべてを管轄するとしたものであり、その意図は、この案の作成時期が議會開設直前の明治二十三年十一月であることから、神祇官といった大規模な神祇特別官衙の設置は最早困難であるため、せめて天皇の祭祀や儀式をすべてまとめて管轄する部局を「宮中」に設置しようとするにありました。

このような内容の原案に対し、井上は修正を施して、「掌典職」を「神祇局」と名称を改めるとともに、職掌についても皇室祭祀や宮中の神事、伊勢の神宮と熱田神宮に関する事項については認めるが、三種の神器や即位礼・大嘗祭といった大札に関する事柄は職掌から削除しています。こうした修正作業からは、宮中に皇室祭祀や神事、伊勢の神宮、熱田神宮を管轄する部局として神祇局を設けても、その神祇局には三種の神器や即位礼・大嘗祭の大札に関わることは管轄させないとする井上の明確な意志や想いを見出すことができます。さらに皇室祭祀や宮中の神事等を管掌するとした神祇局の職掌に、井上が大嘗祭を含めなかつ

た、大嘗祭を恒例の皇室祭祀とは区別される特別な祭祀と考えていたこともうかがえます。加えて井上が大嘗祭を特別な位置づけとした背景には、これまで見てきたごとく、柳原による初稿の段階から規定に設けられ、池辺などの国学者が義解の作成に関わって制定された典範に、大嘗祭が明文化されているからと考えることができます。大嘗祭が典範に明確に規定されているからこそ、井上は大嘗祭を特別な祭祀に位置づけたのです。

以上、井上毅を中心に国学者池辺義象が関わった「シラス」論と、即位礼・大嘗祭の規定に関して説明してきました。池辺が果たした役割を通じて、井上と国学者との関係を捉えるならば、井上による、憲法も含めた典範の作成における「伝統」と「近代」の整合・両立という基本方針のもと、伝統的な皇室制度の調査には国学者の存在が不可欠であり、国学者の存在・関与があったからこそ、「伝統」と「近代」の整合・両立が果たされたと言いうことができます。

四 明治皇室典範の「運用」をめぐる

——「シラス」と大嘗祭——

続いて、本日のシンポジウムの総合テーマ「近代の皇室制度」のサブタイトルにある「運用と課題」に基づき、これまで取り上げた「シラス」と即位礼・大嘗祭、殊に大嘗

祭に関して、どのように「運用」されたかを取り上げたいと思います。

まず「シラス」について、井上毅の「シラス」論をめぐっては、典範と憲法の二元体制、つまり明治典憲体制が確立する基本理念となったことについて説明します。

「明治典憲体制」には広義と狭義の、大きく二つの捉え方があります。広義では、明治二十二年の典範・憲法の成立をもって明治典憲体制が確立したとする捉え方です。一方、狭義の捉え方は、「皇室ノ家法」として大臣の副署がなく、正式な公布もされなかった明治二十二年制定の典範が、明治四十年の公式令において、典範に基づく諸規則を「皇室令」と定めるとともに、典範を改正する際には公布と大臣の副署の形式を要することが定められ、この後まもなく公式令に則して典範増補がなされたことで、典範が憲法と並ぶ「国家ノ根本法」となったことをもって明治典憲体制の成立とするものです。これら広義・狭義の二つの明治典憲体制は、皇室自律主義に基づいて、典範と憲法が二元的な関係にあること自体は変わりないのですが、大きな違いは、「皇室ノ家法」と「国家ノ根本法」という典範の位置づけにあり、ここから両典範は法的な性格をまったく異にするとの説もあります。

明治二十二年制定の「皇室ノ家法」としての典範と、明

治四十年に「国家ノ根本法」となった典範をめぐって、この間の明治二十八年に井上毅は亡くなっており、ここから明治四十年における「狭義」の明治典憲体制の成立には、伊東巳代治が中心的な役割を担いました。明治三十六年に伊藤博文を総裁とする帝室制度調査局の副総裁に伊東が就任すると、皇族の地位が法的に不明なままであることを背景に、典範を憲法と対等の効力を有する「国家ノ根本法」とすることに着手します。この結果、明治四十年に法律等の形式や制定手続きを定めた明治十九年の「公文式」が廃止、新たに「公式令」が制定されて、そこで典範に基づく諸規則を皇室令とし、典範の改正や皇室令の制定には公布と大臣の副署の形式を要することが規定されました。さらにこの後まもなく皇族の賜姓降下を定めた典範増補が公式令に則してなされたことによって、法的かつ実質的に典範が憲法と並ぶ「国家ノ根本法」として確立することになったのです。

このような明治四十年の明治典憲体制の確立に、伊東のもとで大きな役割を果たしたのが、この後講演される川田敬一先生の研究において指摘されている有賀長雄です。有賀長雄は国家学、国法学、社会学、教育学、国際法等、多分野にわたる西洋の近代的な学問を日本に紹介し、その多くで先駆的な業績を残している人物です。一方で、祖先に

有賀長伯、父親が有賀長隣と、歌人・国学者の系譜に連なる有賀は、日本の「伝統」をベースとしつつ「近代」的にアレンジした理論を提唱するなど、日本の古典や歴史、伝統的な法制度にも精通していました。

有賀は、伊東巳代治が帝室制度調査局の副総裁に就任したのに伴い御用掛となり、伊東のもとで典範を「国家ノ根本法」とするための作業に従事しました。この時の有賀の理論を示した著作に、川田先生の研究で取り上げられている「国家ト宮中トノ関係」があります。これは明治三十三年に有賀が行った講演をもとに論文化して、翌三十四年の『国家学会雑誌』第一六七号に掲載されたものです。ここ
で有賀は、日本では国家と宮中が曖昧な関係になっているが、その根本的な理由は、立憲政体の採用に伴い西洋の理論に従って宮中府中分別主義に基づいたことにあると述べた上で、元来日本には「シラス」ト「ウシハク」ノ區別があり、天皇は国家の土地人民を「国家ノ公務トシテ之ヲ「シラセ」給ヘリ」とする歴史があることを論じています。すなわち、天皇による伝統的な「シラス」の統治形態があるにもかかわらず、近代西洋を模した宮中府中分別主義を採用したことにより、宮中と国家の関係が曖昧なままになっていくとの理論で、こうした有賀の主張を伊東も受け入れ、明治四十年の明治典憲体制が確立されることになり

ます。

そして、有賀の「シラス」論は、そもそも井上毅が原型をつくった『憲法義解』にならったものでした。井上は生前、典範を「皇室ノ家法」として憲法との二元体制を志向しましたが、典範の制定に法的な形式や手続きが必要ないとは考えておらず、典範の制定には大臣が副署し官報に登載する法的な形式・手続きを行うべきと主張していました。その後の枢密院審議においても、典範を公布して官報に登載することに決せられたのですが、伊藤博文が典範制定の直前になって翻意し、取りやめた経緯があったのです。このように、井上による典範の「皇室ノ家法」との位置づけは、皇室のみを対象とした法規を意味するのではなく、ここで有賀が説明しているごとく、典範も憲法と同等の——さらに言えば典範は憲法の上にあるものと井上が明示している資料もありますが——典範を憲法と並ぶ、あるいはそれ以上の公的な「国家ノ根本法」とする考えがありました。以上のことから、井上の「シラス」論の真意を有賀が見出して、明治四十年の明治典憲体制を導いたことがうかがえるとともに、「シラス」を通じて、明治二十二年と明治四十年の両方の典範の間には、理念上の共通性かつ一貫性があることが指摘できます。

続いて大嘗祭に関して、明治典憲体制の確立に伴う皇室

令の制定により、即位礼とあわせて大嘗祭のことが明治四十二年制定の「登極令」に規定されました。これにより、恒例の皇室祭祀が「皇室祭祀令」に規定されたのに対して、大嘗祭は別の皇室令に定められるという、先ほどの井上の大嘗祭観と同様、大嘗祭は特別な位置づけにある祭祀であることが示されたこととなります。

典範と「登極令」の規定に則して、大正天皇と昭和天皇の即位礼・大嘗祭は京都において斎行されました。しかし、終戦に伴う占領政策により、典範や「登極令」を含めたすべての皇室令が廃止され、現行の典範が新たに制定されることとなります。今上陛下の御大礼、殊に大嘗祭に関しては、現行の典範では明文化されていませんが、平成二年十一月に執行地を東京に変えて、即位礼に引き続き斎行されました。この時、現行憲法における政教分離等の問題により、大正・昭和の御大礼の時から変更された点がいくつかわかりましたが、儀式そのものは「登極令」の規定にほぼ則して斎行されています。

おわりに——現行皇室制度における「課題」——

以上、「井上毅と近代皇室制度の形成」と題し、井上毅がその作成や制定に中心的な役割を果たした明治の典範について、後に「運用」の上で生じた事柄、とくに井上のも

とで伝統的な皇室制度の調査に従事した国学者の池辺義象が関与した「シラス」および大嘗祭規定を中心に取り上げました。そこで最後に、これまでの論点を踏まえ、現行の皇室制度に見出せる「課題」についての私見を述べたいと思います。

まず典範と憲法の二元体制である明治憲法体制に関して、明治二十二年の「皇室ノ家法」としての、また明治四十年に「国家ノ根本法」となる両方の典範には、一貫して井上が説いた「シラス」の理念がありました。典憲体制そのものが戦後の占領政策で廃止されました。現行の典範は憲法第二条に「国会の議決」により定められるものとされ、憲法の下位法として一般の法律と同じとなり、それゆえ今日、典範の規定や天皇・皇室に関する事柄は、現行憲法の規定により制限される面が多く、その最たるものの一つが政教関係をめぐる事柄です。

現在の政府見解では、天皇の行為は「国事行為」、「公的行為」、「その他の行為」の三つに分けられています。天皇の祭祀は、憲法における政教分離の原則により「国事行為」でも「公的行為」でもない、「その他の行為」とされています。また「その他の行為」でも、恒例の皇室祭祀は公的な性格を有さない行為とされており、ここから宮中祭祀に奉仕する掌典職は国家の機関ではなく、あくまでも内

廷機関と位置づけられています。また、大嘗祭は「公的性
格・公的色彩を有する行為」とされていますが、大嘗祭で
あっても「その他の行為」の位置づけにあることは変わり
ありません。

しかし、そもそも大嘗祭を含めた天皇の祭祀そのものが
宗教団体ではないゆえ、憲法の定めた政教分離原則の観点
から捉えること自体、根本的に見直される必要があるの
ではないかと考えます。とりわけ天皇の祭祀は、現行の憲法
における「日本国民統合の象徴」である天皇が、国家国民
のために祈られる、まさに「私」のない常に「公」の存在
としての祭祀となります。そろそろ日本の国情に合った政
教関係のあり方を追求して実現させていく必要があると思
いますし、今日における、大嘗祭をはじめとする天皇の祭
祀の位置づけをめぐる歪みを解消するためにも、本日説明
した伝統的な「シラス」に基づいた典憲体制のごとく、皇
室自律主義を尊重した体制を再び構築することを模索して
いくべきではないかと考えます。

以上で、講演を終わらせていただきます。ご清聴ありが
とうございました。

【主要参考文献】

梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』（國

學院大學発行・大成出版社制作、昭和五十七年）

梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定本史』（國

學院大學発行・大成出版社制作、昭和六十一年）

小林宏・島善高編著『日本立法資料全集一六 明治皇室典範』

（上）・（下）（信山社出版、平成八・九年）

明治神宮編『大日本帝国憲法制定史』（サンケイ新聞社、昭和五

十五年）

葦津珍彦選集編集委員会編『葦津珍彦選集』第一巻（神社新報社、

平成八年）

武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』（大明堂、平成八年）

川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』（原書房、平成十一年）

阪本是丸『近世・近代神道論考』（弘文堂、平成十九年）

藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年）

〈拙著・拙稿〉

『井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義—』弘文堂、平成十八年

『岩倉具視と井上毅』（國學院大學日本文化研究所編『井上毅と梧

陰文庫』汲古書院、平成十八年）

『井上毅と『図書寮記録』の編纂・刊行』（『國學院雑誌』一〇二

—三、平成十三年）

『明治国学の継承をめぐる—池辺義象と明治国学史—』（『國學

院雑誌』一〇七—一、平成十八年）

『井上毅と明治国学』（『國學院大學研究開発推進機構紀要』一、

平成二十一年）

『井上毅における伝統と近代—「シラス」論を中心に—』（『明治

聖徳記念学会紀要』復刊四六、平成二十一年）

『井上毅と明治典憲体制』（『藝林』五九—一、平成二十二年）

近代皇室経済制度の成立と課題

川田 敬 一

金沢工業大学の川田と申します。よろしくお願ひします。きょうは「近代皇室経済制度の成立と課題」という内容で話をいたします。先ほどの齊藤先生とは違い、広く皇室制度とか国家制度というよりも、財産に関する細かい話になりますけれども、わかりやすく伝えたいと思います。

私のシートにミスがありまして、二ページ目の「四、遺命」の右隣「内賜金」の下に「皇族以外」と書いていますが、これは消してください。

まず、「はじめに」で、ごく簡単に近代の皇室経済制度というものがどういうものであったかということを通してから四つのテーマに絞ります。一つは皇室財産の設定論議。二つめは皇室財産の種類。三つめは会計制度。とくにここ数年、私は現代との関係で恩賜に非常に興味がありまして、

明治時代の恩賜のことについてすこし話します。それから最後に天皇の遺言、遺命について。これは大正時代に議論されたことです。これらをトピックスにして、最終的に課題を話そうと思います。

では、まず「はじめに」というところをご覧ください。近代の皇室制度。これは先ほどの齊藤先生のお話とも関係しますけれども、明治の日本は天皇を中心とした国づくりがなされました。そこに西洋の制度、西洋の立憲君主制を導入し、ヨーロッパの形式に日本の実質をどう合わせていくかというのが重要な課題でした。

皇室の経済制度に関係する主な法令は、ここに書いてある十個のものがありますが、まず一つめが地所名称区別。これは、国民の立場からすると、地券を発行し、土地所有

を国民に認めたのです。その中に皇室財産に関しても定められました。二つ目は元老院「国憲按」。これは憲法草案の初期のもので、ヨーロッパの憲法の条文を丹念に調査して完成させました。この草案では天皇ではなく皇帝という語を使ったのですが、その皇帝に財産の私有を認め、皇帝固有の不動産は一般の法律で管理すると定めました。まさにこれはヨーロッパの国王や女王に私有財産があつて、私有財産は民法や税法が適用されることを参考にしたと思います。もう一つが、皇帝が在任中に不動産を自由に移動することができるとの規定です。

その次が明治二十一年の帝室会計法。会計法についてはまたあとで説明します。明治二十二年に、皇室典範と帝國憲法を制定することによって宮中と府中とを区別しました。皇室典範に、世伝御料と皇室經費に関し四か条の規定があります。明治二十三年に世伝御料が勅定されました。これは天皇であつても処分することのできない財産で、百万町歩設定しました。町歩はヘクタールとほぼ同じ単位です。このうち北海道の山林原野が多かったのですが、最終的に、不適当なものは処分されて二十万町歩ぐらいになります。そして明治二十四年に皇室会計法が制定されました。

それから、四十年の公式令により、皇室令や皇室典範といった皇室関係法令は、国家の法として公布されることに

なりました。皇室令のうち、経済制度に関係するのが皇室財産令と皇室会計令と皇族遺言令です。皇室財産令は、世伝御料、普通御料といった御料等の規定と皇族の財産関係に関する規定です。皇族の民法的な規定で、未成年の皇族の行為能力や皇族の禁治産者とか準禁治産者、法定代理人、皇族の世伝財産や相続について規定されています。

ここで、先に課題なのですが、皇室財産に私的部分は存在するのか。言い換えれば、天皇に私的な部分はあるのかという問いです。それを政治とか歴史とか、君主とは何か、元首とは何かとの観点から論じると、観念的になりがちです。しかし、財産だと、私的財産を天皇が所有するか。私的財産を所有するのであれば、天皇に私的部分があるというのが存在するのではないかという仮定が私の研究のスタートです。

まず、皇室財産設定の賛否。先ほど世伝御料が勅定されたという話をしたとおり、皇室財産が設定されます。しかし、それまでに設定すべきかどうかの議論があつて、江戸期の宮中（皇室・公家）には、幕府から十二から十三万石（中大名クラス）でした。そして、江戸幕府が倒れ明治になると、先ほど説明した地所名称区別というものが定められて、国民に財産私有を認めた。地所名称区別は、地券を発するのかどうかとか、課税の対象なのかどうかの区別が規

定されました。皇居や離宮などの皇宮地は官有地と規定されました。官有地は、いまでいう国有財産というイメージでいいと思います。その一種で地券を發せず非課税の財産です。これ以外に神地も地券を發しない。つまり、皇居や離宮は官有地である。言い換えれば宮中と府中の区別をしていなかったことがわかります。

しかしながら、明治九年に内閣顧問官の木戸孝允が皇室財産制度を設定すべきだとの建議をします。これについて、賛否がありました。賛成派は、地所名称区別で国民に土地所有を認めたのだから、皇室にも財産を設定すべきだとの主張です。木戸孝允とか宮内省の大書記官である香川敬三、宮内大臣の徳大寺実則などが、この理由で賛成しました。それから、政府の中樞の役職である参議の大隈重信は、學術芸能奨励のための財源として皇室の財産を設定するのはよいとの議論です。これは現在の賜与や戦前の恩賜の考え方に近いものといえます。また、福沢諭吉が『帝室論』で、皇室には政治以外の社会的な役割があつて、それが重要だと説いた。大隈と福沢の皇室財産、皇室の役割に対する認識が似ていた。一方、財産設定に反対なのは侍講の元田永孚です。皇室の徳を損なうという理由です。国民が財産を持つているわけですから、皇室財産の御料地と一般国民とのあいだの境界争いになった場合、徳を損なうというので

す。

明治十四年以降になると、国会開設の勅論が出され、明治二十三年に帝国議会が開催されるのが明らかになりました。さらに同じタイミングで、右大臣の岩倉具視が「大綱領」で皇位継承法を憲法と分けて制定しようということを提言します。つまり、宮中と府中との分離です。皇室が政争に巻き込まれることや議会在が皇室の考え方と異なる可能性があることを憂慮しました。経済問題に関連させると、皇室の歳入が不足する。皇室費は国庫から出されていますけれども、極論すれば、議会在が皇室費を出さないという可能性がゼロではない。そういうことを危惧しました。このように、議会对策という理由から、内務卿の山田顕義、農商務卿の西郷隆盛、参事院議官の福羽美静、参議の山県有朋、香川敬三が皇室財産設定に賛意を表しました。

それから、これは王土論と似ていますが、官有地は皇有地であるという概念です。いまの言葉でいうと、国有財産は皇室財産だという考え方を、岩倉具視と参議の伊藤博文が唱えました。岩倉は、国有の山林をすべて皇有地にして、陸海軍の経費を賄える程度の財産をつくるべきだと主張しました。少しずれてくるかもしれませんが、明治二十六年に和協の詔勅というのがあつて、第四議会で軍艦製造費を予算に計上するかどうかの大論争について、明治天皇が六

年間毎月三十万円、軍艦の費用を出すという詔勅を出して、解決されたという事件がありました。伊藤博文は、公の権限に属する国有地と私的な権限に属する皇有地という定義をもっていて、その意味で皇有地を設定するとの考えだと言えます。

明治十四年以降も皇室財産設定に反対したのは、井上毅と元田永孚。国土はすべて王土だという理由です。井上は、宮府は一体だから皇室財産もいままら設定する必要はない。元田は、従来どおり「徳を損ねる」と主張しました。また、皇室財産を設定してしまうと、それ以外に皇室に属する土地などがなくなることも危惧したわけです。しかしながら、明治十七年に大蔵大臣の松方正義が皇室財産設定の建議を出して、それが認められて、明治十八年に日本銀行や横浜正金銀行の株式を皇室財産に編入しました。また、土地も皇室財産に設定されました。ただ、財産を公的か私的に区別したのか、現在の意味で皇室財産を私的財産と位置づけたのかといわれると、疑問が残ります。

二つめは皇室費と御料です。これらは皇室典範と皇室財産令に規定されますが、皇室費は国庫から支出される一定額です。増額する場合以外は帝国議会の協賛は不要だと憲法六十六条に規定されています。憲法の説明文である『憲法義解』があり、井上毅が草案をつくりました。そこには、

皇室の尊厳保持のための必要経費を出すのは、国庫最優先の義務であると説明します。また、『皇室典範義解』の四十七条には、臣民の正供によって皇室の需要に奉じるのは皇室として当然の権利であると、皇室費の重要性を説明している。

一方、ヨーロッパの場合はそうではなく、国庫から支出されるといふのは日本と同じですが、王室費（シヴィル・リスト）の財源は、王領地などからの収入です。これは国王の権限を縮小し、国民に自由を認めた結果だと思えます。一方、日本の場合はそうではなく、江戸期に権限や財産がほとんどなかった天皇中心の国づくりをしたわけですから、国民が皇室、天皇・皇室のためにその必要経費を賄うのは当然だといふところが違いがあります。

次に世伝御料について説明します。世伝御料は天皇であつても処分できない財産で、皇居・離宮といった生産性のないものだけではなく、御料林などの収益を生む財産も含まれています。これが皇統、皇室の遺物で、天皇が代々伝えなければならぬ財産です。天皇でさえ処分できない財産というものを設定することによって、皇室の財政基盤を確固たるものにしたわけです。これは、伊藤博文や井上毅の発想です。先ほどの繰り返しになりますが、皇室典範の起草段階で伊藤博文の考えは、官有地は皇有地

の性質がある。これは元田の王土論に近い。しかしながら、官有地は国家の省庁である大蔵省が管理する。それは公の財産だ。しかし、その官有地とは別に御料というのがある。これは宮内省の一部局である御料局（のちに帝室林野局）も、宮内省は内閣外の省庁なので、政府以外の部局が管理する世伝御料というものを設定する。これが私的な財産という発想なのかもしれない。しかも、議会開会を目前に、ある程度以上のものを設定すべきだということで急いで百万町歩の土地を選定した。これは普通御料も同様です。のちに、適当でない部分は、たとえば山林に入会慣行があるとか、経営合理化のために適当でないなど場合は、払い下げられ、交換されたりしました。

普通御料は、皇室典範に規定がありません。世伝御料以外の財産で、不動産だけではなく、現金、株券、国公債が含まれます。皇室財産令には、普通御料に関し、帳簿・目録の作成と管理について三か条の規定があります。規定し過ぎないのをよしとしたようです。この普通御料が天皇・皇室の私的財産なのかという点、そう断言できない。しかしながら、柳原前光や井上毅の皇室典範草案には、天皇の私有財産は随意に処分ができるという規定があります。さらに柳原の草案には課税に関する規定もあります。そういう考え方で見てみると、世伝御料ではない普通御料は、課

税対象だし、天皇による処分は可能なはずだけれども、実質上は御料局とか内蔵寮が管理していたので、天皇の随意で処分することは不可能だった。つまり、ヨーロッパの立憲君主に認められる私有財産がない。これは当然といえば、当然かもしれない。日本の国柄、歴史を踏まえれば、ヨーロッパの制度と相容れない部分があるのは、齊藤先生のご指摘にもあるとおりです。

私有財産だと断言できない理由は、たとえば御料の法律行為上の当事者は宮内大臣と定められた点です。これは皇室、天皇の尊厳保持のためで、天皇が契約や訴訟の当事者とするに違和感があります。ということやはり、純粋なヨーロッパ的な私有財産とはいえない。宮内省の秘書課長であった酒卷芳男という人がいます。大正時代に、宮内省の職員に話をした内容をまとめた『皇室制度講話』という著書があります。その中で、「天皇の財産を一括して財団とみなす」発想です。これもやはり天皇の尊厳を傷つけないようにしながら御料地を認め、管理する方法だといえます。

さらに、余計な宮内省内部の争いに巻き込まれるのもよろしくないということ。明治二十年代の御料鉱山の運営で御料局長の品川弥二郎の方針と後任との経営方針が違って、論争があつたということが最近、池田さなえ氏の研究で明

らかにされました。宮内省内であつてもそういう対立があつたということなので、それが議会や政府ということになつてくると、さらなる対立が予想されます。そういうことに天皇・皇室が巻き込まれるのはよろしくないという考え方があつた。

ヨーロッパと日本との比較をしておきます。ヨーロッパのシヴイルリストと日本の皇室費は、両方とも国庫から出されるといふのでは似ているのだけれども、財源が、シヴイルリストは収益のある王室世襲財産、皇室費は臣民の租税です。ここに大きな違いがあります。また、ヨーロッパ王室には王位財産といふものがあつて、宮殿などがそれに該当します。これに近いものが日本の世伝御料です。世伝御料には、宮殿や離宮以外に収益のある財産が含まれます。普通御料は王室の世襲財産と同じで収益のある財産なのですが、この普通御料が、国王の私産、私有財産と同等の財産といえるのかというと、そうではない。天皇とヨーロッパの立憲君主とに大きな違いがあります。専制君主から立憲君主になつて権限を縮小されたヨーロッパの国王と、天皇を中心とした国づくりを目指した日本の天皇・皇室との違いです。天皇には、ヨーロッパの国王ほど、事実上、権限や財産がなかつたので、縮小しようがない。

早足で話をしましたけれども、先ほどの齊藤先生のお話

にもあるとおり、宮中と府中の二元化、公と私の二元化というものは、やはりヨーロッパ的な発想だと言える。日本の価値観だと、ヨーロッパ型の立憲君主制と相いれない部分がある。しかし、ヨーロッパの制度に当てはめないと、近代国家としてヨーロッパに認めてもらえない可能性がある。全然次元が違うと思うのですが、一九九〇年代でしたか、イスラム諸国の国家制度の近代化（ヨーロッパ化）を目指したということを思い出しましたが、歴史が違えば、同じような制度であつても、うまく調整するのが非常に難しい。この点が、近代の皇室制度形成で最も苦労したところだといえます。

三番目は皇室会計制度です。「会計区分と管理」と題しました。帝室会計法も皇室会計法も皇室会計令もどれも会計法ですが、明治二十年代の会計の根本法である帝室会計法や皇室会計法は、会計の順序など実務的な部分よりも、どのような会計があるのかという点に重点が置かれていました。皇室財産が設定され、世伝御料が勅定されたので、どういふものが御料なのかとか、天皇・皇室の生活や公務やなんかの財源はどこにあるのか、どのようにして皇室の財産が蓄積されるのか、そういったことに重きが置かれた規定が多く、実務に関しては下位法に定められました。ある程度時代が進んで、明治四十五年に公布された皇室会計令

は政府の会計法と同じような手続き規定になりました。

ちなみに明治二十一年までは政府の会計法に準拠していましたが、会計年度は皇室と政府の会計法とで違いました。会計年度は、現在でも四月一日から三月三十一日です。これは米を収穫して、その収益が農家の人に届くのを考慮したのですが、皇室の会計法は国民に合わせる必要はないとされました。そこで、一月一日から十二月三十一日までを会計年度にしました。

会計区分は、帝室会計法、皇室会計法、皇室会計令で表現の仕方が違いますが、皇室会計令では、特別会計、通常会計、御資会計の三つに区別されました。このうち、特別会計は、独立採算がとれる帝室林野局の会計、学習院の会計、帝室博物館の会計などです。帝室林野局（御料局）の場合、帝室会計法では御料産部、皇室会計法では御料部の会計とされていたのですが、独立の会計と位置付けられ、特別会計に区別された。通常会計は、皇室費に関する会計です。御資会計は動産に関する会計で、毎年の剰余金がこのに蓄積される仕組みになっています。

繰り返しになりますが、皇室の経済については内蔵頭や帝室林野局長が主管で、宮内省が政府から独立しているとはいえ、主管者が宮内省という官庁です。宮内省も皇室の一部だといってしまうばそれまでなのですが、管理してい

るのは宮内官吏だということは、皇室財産が天皇の随意で簡単に処分できない。多くの不動産を天皇が処分するというようなことは実際上不可能であった。それから、皇室経済制度のほとんどが国家の法である皇室令に規定され、公布しているということからも、純粹な私的な天皇の財産というものはなかったのではないかといえます。

つぎに、恩賜の種別に関する明治期の内規について説明します。最近、恩賜について興味があって、いくつか論文を書いているところです。明治期の内規を紹介します。主に明治二十五年の区別を説明します。恩賜の区別に関する明治二十五年以降の内規を、宮内公文書館で探してみました。見つけられませんでした。明治二十二年の諸賜金整理種類区別は、恩賜、これは一般国民に対するものです。公私の区分だと公的なものです。それから内賜、皇后や皇族に対するもの。それ以外に恩給や手当というものも賜金の中に含まれていました。二十三年になるとそうではなくて、恩給とか手当は賜金ではなくて給与費という費目に移された。

明治二十五年の恩賜金種別では、大きく三つに分けています。公賜金、特賜金、贈賜金。公賜金は褒章・養老・賑恤・奨励。賑恤は災害があったときの賜り金で、渡す相手が一般国民である。それから特賜金とは、保護・教育・慶

弔・特賜。保護というのは神社・仏閣の保護。教育は皇族や華族の学費。慶弔は皇族、官吏、軍人、華族が亡くなられたという理由でくだされる祭祀料。特賜は皇族、官吏、軍人などに対する慰労金とか報酬です。それから贈賜金は内贈金と内賜金の二種類があり、内贈金は皇太后・皇后などへの賜金です。内賜金は皇室と関係があつて由緒ある者、二位局、皇族家、皇親・華族の邸宅に行幸した際の賜金です。この贈賜金だけが特別で御費、いまでいうお手元金から支出されます。これがいまのわれわれの感覚でいうと私的なものといえるのではないかと思えます。つまり、恩賜を受ける者の違いで区別して、その費用の出所も異なります。公賜金が公的で、特賜金が準公的で、贈賜金が私的位置づけることができます。ヨーロッパ的な発想でいくと、区別しようと思えば区別ができる。

きょうのトピックスの最後の「遺命」について説明します。天皇の遺言です。皇室令の名称のつけ方で皇室○○令というのと皇族○○令というのがあつて、皇族○○令は天皇に関する規定がない。皇族だけの場合が皇族○○令という名称です。だから、皇室財産令は皇族の遺産相続とか治産能力の規定だけでなく、天皇・皇室に属する御料の規定も含まれました。皇室会計令も皇室全体の会計法測です。一方、皇族遺言令は皇族の遺言についてだけ規定されまし

た。しかし、同令制定過程では皇室遺言令という草案があつて、天皇の遺言である遺命についても規定されました。けれども、遺命を規定すべきかどうかという議論がありました。これは皇室令を制定する議論の際に、宮内省関係者対司法省関係者という争いの構図がありました。遺言令の場合は宮内省関係者の意見が通つて、遺命は規定されませんでした。

資料に遺命を明文化しなかつた理由を掲げておきました。まず、新帝、新しく陛下になられる方と前の陛下の考え方に違いがある場合を配慮しました。新しい陛下が前の陛下の遺志を尊重して、事実上、遺命を認めることは可能である。しかしながら、先帝が多くの財産の処分するなど、皇室や天皇の徳を損ねるような遺命を出す可能性を憂慮しました。また、天皇の周りによからぬ者がいて、天皇の遺志を偽る者の存在を否定できない。前陛下はこういつていたと偽つて、遺言でお金を取つてしまふという悪い存在を危惧した。それから、天皇の意思は国家全体に関わるので、天皇の意思表示は遺命ではなく、詔勅によるべきだとの意見もありました。さらに、皇位継承とか世伝御料の処分は詳細な規定があるので、天皇の自由意思で様々な財産を処分することが不可能だとの意見もありました。しかし、皇室典範には、太傅遺命に関する規定がある。未成年の天皇

の傳育官の任命が規定されているので、大輔だけは遺命で認めるべきだという認識だった。

遺命規定をおいておこうという司法関係者の主張は、遺命の形式を定めて、天皇のご遺志を明確にする必要があるというものでした。ここが難しいところで、法制化すると、やはりなにかの制限が加わる。それが法令の性質です。明確に決めてしまうと、それしかできない。世伝御料を特定し、世伝御料に関する規定を皇室典範に定めることによって、こういうものが存在することを明確にして、その存在を認めさせる。その一方で、皇室の尊厳を保持するというところが非常に難しくなる。この点、司法関係者は手続きを明確にしておけば、天皇の意思を曲げようとする者も、できなくなるという考え方です。また、先ほどの大隈や福沢と同じ発想と思うのですが、貧民救済とか学術奨励といった制維持以外の社会的役割のために、遺命で恩賜をすることがあってよいのではないかという観点から、遺命の規定を残したほうがよいのではないかと主張もありました。

皇室の経済制度の数はものすごく多くて、宮内省の内規を調査していると、私一人では調査しきれないぐらい多岐にわたります。しかし、現代の制度とつながりそうなこと、それから、先ほどの齊藤先生のお話と公私の問題と関わり

そうなることをピックアップすると、これまでに述べた論点が重要だと思います。

最後に「課題」と「むすび」です。課題としては、一つめに、これは繰り返しになりますけれども、従来、専制君主として制限されなかった君主が、制限されて立憲君主になったというヨーロッパの王室財産とは違って、制限したのではなく創り出した。歴史を鑑みて明確にした。江戸期には十二万石だけだった宮中の財産が明治になって多くの皇室財産が設定された。その過程で、元田は王土論に基づいて設定すべきではないという主張もあれば、地券を発行して国民に土地所有を認めたので、皇室財産も設定すべきだという主張もあった。しかし、帝国議会開会のことを懸念して皇室財産を設定した。これは天皇の権限になって財産から離れますけれども、大日本国憲法はヨーロッパの憲法のように君主の権限を奪うものではなく、日本の立憲君主として相応しい天皇大権というものを規定した。ヨーロッパの君主のように権限を制限されたのではないということも前提条件として考えておかなければならない。これは皇室財産、皇室経済制度だけではなく、すべての皇室制度にいえることなのですが、その違いというものを認識することが重要です。

それから二番目、三番目の課題で、明治十四年以降は宮

府を分ける方針で内閣制度や憲法・皇室典範が制定された。しかし、明治三十九年ころに有賀長雄が皇室制度調査にかかわって、皇室のことは国家と密接に関わるとの理由で、皇室の法を国家の法として公布することになりました。双方、違いはあるけれども、皇室と国家との関係を真剣に議論したことは評価できます。これらの点を踏まえて、戦前期の制度だけでなく、現代の皇室制度・国家制度のことを議論する必要があります。

そこで課題になるのが四番目以降のもので、まず天皇の随意に処分できる財産が事実上ない。ある程度の現金は自由に使えた。しかし、普通御料であっても天皇の随意で処分することはできない。皇室財産は内蔵頭や帝室林野局長が管理している。さらに、政争に巻き込まれると、皇室財政に影響が出る。皇室費の減額とか、山林や株式などを皇室財産として認めた場合に低収益になる可能性が出てくる。しかしながら、私有財産があれば、帝国議会が出す皇室費がゼロになったとしても、そこから皇室の費用を賄えるという議論もある。

五番目の課題は明治、大正、昭和戦前期の皇室費は形式的に国庫から出している。当然別の財源が必要になる。そのため、収益のある普通御料や世伝御料がある。しかも処分できない世伝御料がある。そういう財源を確保してお

くのが重要と考えられました。皇室費は、明治二十年に固定額が二百五十万円。足りなくなつて明治二十二年に三百万円になったのですが、明治三十年頃から皇室財政は皇室費だけでは賄えなくなつてきた。国庫支出の皇室費は明治四十三年に四百五十万円になったけれども、その後ずっと金額が変わっていないという事実がある。当然物価は高騰している。これでは、皇室の費用を国庫からの皇室費だけでは賄い切れない。これは繰り返になりますけれども、王領地の収益が財源のシヴィルリストとは違って、国民の税が財源であったことは、国民と対立してきたヨーロッパの専制君主が立憲君主になったためで、ここが日本の天皇と違う点です。

六番目の課題は、課税問題。事実上、私有財産がないのであれば課税問題は存在しない。しかし、明治二十年の柳原案の皇室典範には課税、非課税に関する規定があった。しかも、戦後の財産税課税の議論になって、皇室も大財閥の一つとGHQに認識され、巨額の財産税が課されました。この場合も天皇・皇室に課税するのは不適切だとの主張がありました。天皇は統治権を総攬する元首で、国家と不可分な存在だから課税の対象ではない。納税の義務があるのは臣民だけである理論で、財産税の課税を皇室に及ぼすべきではないという議論が、終戦直後にありました。

七番目の課題は、今回の公私の区別とともに重要なのですが、天皇・皇室の尊厳保持を第一に考えて法制化をしてきた点です。宮中府中を区別することと一体であることは相反するようには見えるけれども、根本は同じで尊厳保持だという視点です。その顕著な例は、三種の神器などの由緒物に関する規定が従来ありませんでした。私が見たかぎりには、戦後の皇室経済法や皇室典範のときになって初めて三種の神器の性質はどういうものかという議論が出てきました。それまでは、三種の神器などを制度化しようという議論がなかったということです。

皇室制度は、明治初年から天皇や皇室の尊厳保持を考慮して制定されてきた。皇室典範に普通御料を、皇室令に遺命を規定しなかった。これは法制化をすることは、天皇の意思と天皇の権限を明確にすることには非常に有用かもしれないけれども、規定してしまうと、しかもそれを公布してしまうと、天皇の意思や権限を、公的に制限することになる。だから、世伝御料とか皇室財産制度を明確にするというのは、その存在を明確にすることに意義はあるけれども、一方で、法制化しすぎると尊厳保持が難しくなる。明治四十年以降の皇室令制定過程でも、倉富勇三郎日記に、いまだ皇室の制度のことを明文化するのは何の意味があるのだろうかという議論があったことが記されている。

す。あることを明確に規定するべきかという判断は非常に難しいと思います。

皇室制度は、ヨーロッパの立憲君主制度に形式を合わせて制定されてきた。戦前も現在も同様です。しかし、これが難しい作業だといえます。ヨーロッパの立憲君主制度と日本の国柄とは合わないという点があるからです。それから、天皇・皇族が私有財産を持つ必要性も難しい。現在は問題なく皇室費が予算に計上されています。しかし、政府や議会が、今後皇室の費用をゼロにしようという可能性は本当にありませんか。このようなことを考えると、皇室の私有財産の必要性は非常に悩ましい選択です。法制化と尊厳保持というのは、私は相反する部分だと思うので、そのバランス感覚が非常に重要だと思います。

長々とお話ししてきましたけれども、私のきょうの一つの結論といえますか、皆さんにお伝えたいのは、公私という言葉を使ってきました。しかし、公私の別を聖俗の別と理解すると、わかりやすいのではないかと思います。天皇に純粹に私的な部分がないという前提に立つならば、立たなくてもいいのですが、聖の部分、いわゆる私的な部分は天皇であっても干渉することができない。過去、現在、未来に関わるような皇室に関係する部分、それから皇室の内部のこと。これは宮中祭祀も含められると思います。

さっきの恩賜の話でいうと、皇后・皇太後のこと。さらに、相当の理由がなければ実際に管理をしている宮内省の官吏であっても処分できない世伝御料がある。これらは、聖の部分と置き換えられると思います。一方公的な部分。この部分について、俗という言葉を使ってよいのか難しいところですが、理解するには、聖と俗というのがわかりやすいかなと思います。俗のことは国家に直接関係がある。きょうのお話でいきますと、ある程度処分に関する自由度が認められている普通御料が該当します。

では、聖と俗ということすべて解決するかというと、難しいところがあります。しかし、一般国民が理解するうえで、公私よりも聖俗、順番でいうと俗聖になりますか、そのほうがわかりやすいかもしれない。この区別や価値観を制度化することになると、非常に難しくなる。聖俗だと政教分離にも関わる部分が出てきますので、非常に難しいのです。しかし、このように考えると、天皇に私的な部分は明確にはないといえます。天皇・皇室には、聖の部分と俗の部分がある。いままでの議論のなかで、私的といわれてきたのが聖なる部分、公的といわれてきたのが俗に関する部分というふうに理解するのがわかりやすいのではないかと考えます。

さらにいろいろ資料を準備しましたが、時間も過ぎまし

たので、現代に関わるのでやめておきます。配布資料には日本国憲法、皇室経済法のことを書いてありますけれども、いまの私の発表を理解すると解決できるのではないかと思えますので、もしご興味があればご質問いただければ幸いです。どうもご清聴ありがとうございました。

近代の皇室制度——その運用と課題——

講師

齊藤 智朗（國學院大學神道文化学部教授）

川田 敬一（金沢工業大学基礎教育部教授）

コメンテーター

武田 秀章（國學院大學神道文化学部教授）

藤田 大誠（國學院大學人間開発学部教授）

司会

藤本 頼生（國學院大學神道文化学部准教授）

藤本 國學院大學神道文化学部の藤本頼生と申します。本日発題の講師、コメンテーター、いずれも先輩の先生方ばかりで、小生ではなにごん力不足ではございますが、討議の司会を仰せつかりましたので何卒宜しくお願い致します。

さて、先ほど齊藤智朗先生、それから川田敬一先生、講師のお二方のお話をうかがいました。つきましては、社会福祉系の学会では指定討論者というようなものにあたるの

でしようけれども、本日、コメンテーターとなっておりましてお二方の先生からコメントを頂戴したいと思っております。一人は武田秀章先生、もう一方は藤田大誠先生です。まず、討議に入ります前に武田・藤田両先生にそれぞれ二十分ずつコメントを頂戴しまして、そのあと一旦、休憩を十分程度挟みたいと考えております。その間に質問用紙の回収をさせていただきます。そのあと、時間は限られておりますが、五時三十分まで討議を致したいと考えており

ます。

それでは早速ですが、まずは、明治維新前後の天皇祭祀の研究の第一人者でもございます國學院大學神道文化学部の武田秀章先生にコメントをお願いいたします。

武田 齊藤先生、川田先生、どうもありがとうございます。私があまり詳しく知らない事柄について、わかりやすくご説明いただき、久しぶりに勉強させていただきました。そこでもっと教えてくださいたいということで、お尋ねさせていただきます。

そもそも天皇制度というものは古代からずっと続いている制度でありまして、古代の天皇をどう捉えるのかということは、近代の研究者も避けて通れない課題だと思つています。「祖宗の遺訓」という周知のフレーズがありますが、井上毅が書いたものを読みますと、古代の国家像・天皇像に関して、彼なりのあるイメージなりビジョンなりがあつて、それが然るべき基準となつて、彼の諸々の施策が立案されていったように感じています。井上毅がイメージしていた天皇像、国家像は、具体的にどのようなものだったのか、教えていただければ有り難く存じます。

齊藤先生からは、明治二十年代のいわば制度熟成期のお話を詳しくいただいたわけですが、私がお尋ねしたいのは、その熟成期以前、いわば陣痛期・胎動期とも言うべきその

「前史」を、どう捉えるかという問題です。

古代以来、様々な帝がいらつしやるわけですが、直近でいまの今上天皇につながるのは、第一百九代の光格天皇です。光格天皇は幼くして即位されましたが、いわゆる幼帝的御存在にとどまることなく、非常にアクティブな帝を目指されました。ご即位以来、後桜町上皇から帝王教育を受け、君主として仁政を行わなければいけないということ、常に胸に刻んでおいででした。現在の京都御所を復元再建し、石灰壇の御拝を行う清涼殿、新嘗祭を行う神嘉殿も復興したのも光格天皇です。光格天皇は、いわば王政復古の魁となられた天皇でいらつしやると拝されます。

その次の、次の帝が、百二十一代孝明天皇です。孝明天皇も、おじいさま光格天皇のお志を受け継ぎ、非常にアクティブな天皇でいらつしやいました。わが国が、開闢以来の「国体の危機」に直面しているという御自覚のもと、明確に国家君主として行動されたものと私は受け止めております。孝明天皇の御代は、内乱に明け暮れた時代でしたが、百二十二代明治天皇の即位に伴つて、岩倉具視と大久保利通の合作により、王政復古が断行されました。

大久保利通は、大坂遷都建白で次のように訴えました。「新帝は、近世の天皇の在り様を乗り越え、古代の歴代天皇のごとく、国民の先頭に立つて改革を推し進めなければ

ならない」と。すなわち、「神武創業」の天皇像です。こうして、いままで御所内に幽閉同然だった天皇が、大坂に行幸され、天保山沖ではじめて軍艦をご覧になりました。大坂行幸を経て、ついで東京行幸が断行されます。明治天皇は、行く先々で現地の人々と触れ合いながら、東京におでましになられたのです。東京に着御するや、天皇は「萬機親裁の詔」「祭政一致の勅」を渙発され、東京におけるまつりごとを開始されました。天皇の新政は、熱狂的な歓迎をもって迎えられたのです。

このように、王政復古から大坂行幸、東京遷都に至るまでの胎動期が、廃藩置県の断行につながっていくわけですが、齊藤先生は明治二十年代のいわば諸制度完成期を巡ってお話されましたが、それに先立つこのような胎動期の在り様を、どう御覧になつていらっしゃるのでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それにしても時代状況の変転ほど迅速なものはありません。カリスマでいらつした明治天皇が崩御されて、大正天皇がご即位されます。そうしたところ、関東大震災という未曾有の災害が起きました。この緊急事態に、率先対応されたのは、摂政宮、後の昭和天皇であり、その御母君、貞明皇后でした。そのことは、本会の会員でいらつしやる堀口修先生の『関東大震災と皇室・宮内省』に詳述

されております。

それは国家の一大事に際しての、皇室の能動的・主体的でのご対応でした。それはまた、摂政宮さま・皇后さまが、「危機の時代」に即応した新しい皇室の役割に向けて、新たな一歩を踏み出された、ということでもあるのだと思います。

あたかもこの直後、虎ノ門事件という大事件が起こりました。こうした前代未聞の事態に対して、矢継ぎ早の対応が求められていきます。いわば再び「動乱期」を迎えつつあるかのような時代況を、いったいどう見ていけばよいのか。齊藤先生のお考えをお聞かせいただければと存じます。続きまして、川田先生のご講演です。皇室財政について、私などの知らない事柄を詳しく教えていただきました。なかでも従来の「皇室の公私」ではなく、「皇室の聖俗」の視点を導入すべきというご提案は、深く感じ入った次第です。そこで川田先生にお尋ねさせていただきます。近代の皇室財政の前提となる古代の皇室財政、天皇制度の古典ともいべき古代朝廷の財政制度のアウトラインを教えてください。できれば有難く存じます。

後奈良天皇の有名な伊勢の神宮への宣命案があります。ここで御奈良天皇は、「朝廷の収入が途絶えたため、大切な大嘗祭を行うことができませぬ」と申し上げ、天照大神

にお詫びしていらつしやるわけです。江戸時代、朝廷は十万石ぐらいの収入があったと言われますが、朝廷自ら予算執行できるわけではありませんでした。すべて幕府のチエックを受けて、その裁可がなければお金を使うことができないという状況でした。だからこそ靈元上皇は、大嘗祭の復興にあれだけ苦勞されたわけです。ことほど左様に、朝廷の「聖」なる側面、祭祀の執行といえども、財政問題とは切り離すことができなかつたわけです。それは、先ほど申し上げた光格天皇の御治世においても同様でした。

孝明天皇の御代を経て、明治天皇即位に伴って、王政復古、すなわち明治の新政が始まります。けれども、当方の勉強不足で、明治新政府の財源がどのように捻出されたのか、ということをよく弁えておりません。もちろん、新政府の財政基盤は、旧幕府の直轄領です。けれども、たとえば先ほど申し上げた東京行幸では、実に巨額の費用がかかっております。そうしたお金を、新政府はどうやって用立てたのでしょうか。ぜひ教えていただければと思います。さらに明治二十年代に入るや、数々の自然災害が頻発しました。たとえば明治二十一年、磐梯山が爆発します。この時、率先して支援に動いたのは皇室でいらつしやること承っております。また明治二十九年には三陸津波が起りました。先般の東日本大震災の際と同じ津波が三陸地方を

襲い、甚大な被害が齎されました。ついで明治三十八年、東北は大凶作に見舞われます。このような諸々の災害のどめが、大正十二年の関東大震災だったのではないのでしょうか。

関東大震災に際しては、堀口先生のご本にあるように、摂政宮と貞明皇后が、率先して被災支援に動かれます。そうした支援を、なぜ速やかに行うことができたのでしょうか。ご存知のように、お役所というところは、何事にも時間がかかることです。けれども、被災支援に関しては、摂政宮と皇后さまの思召のもと、極めて速やかな対処がなされている、赤十字社の国際統計においても、明治から大正にかけての皇室の復興支援の迅速さが特筆されています。それはやはり、摂政宮や皇后陛下の思召ということが、その動因になっていたのではないのでしょうか。切なる思召を承け、迅速な財政出動がなされ、速やかな被災者支援が行なわれていったのではないのでしょうか、もしそうであるなら、それがどのような手続きで進められていったのかということについて、ぜひ教えていただければと存じます。

先般の本学会の例会で、種智院大学の宮城洋一郎先生が、災害時における皇室のご下賜金の実態を巡り、宮内公文書館所蔵資料に基づいて、詳細にご発表されました。長年の共同研究の成果です。また戦後に入っても、天皇誕生日等

の祝日に際して、福祉施設等で天皇のご下賜金が支給されていると承っております。戦前と戦後の継続性も視野に入れて、皇室の復興支援・福祉支援の財源問題について、ぜひご教示いただければ幸いです。

藤本 武田先生、どうも、ありがとうございます。齊藤先生についてはおおよそ二点、川田先生につきましては三点だと思えますけれども武田先生からの指摘がございました。先生方にはのちほどお答えいただくと思っております。

それでは、引き続きまして近代国学の研究、皇室制度にかかるといって多くの業績を発表されております、藤田大誠先生からコメントをお願いします。

藤田 私も十年ぐらい前に博士論文に関連して皇位継承法と国学者に関わることを書いたことがあるのですが、同じ時期に現実の問題の中で、いかにきつちりと歴史的な経緯を押さえていくかということを意識して少々勉強をしました。最近の皇室をめぐる様々な議論を見ると、十年前以上に、明治時代から先の大戦に至るまでの皇室制度の歴史的展開について振り返る人は殆どいなくなっているという印象をもっております。どんな立場をとるにせよ、確りと押さえるところは押さえた上で議論をしていただきたいと思えます。最近では、占領期における新しい皇室典範、

皇室経済法等に対する様々なコメントなどは出ているのですが、やはり近代に構築された明治皇室典範など、皇室制度の形成過程と運用という面、そこを理解しなければ先の大戦後の問題もわからないと思えます。

齊藤先生のお話は、端的にいいますと、皇室制度に関する「伝統と近代」をどのように理解するのかというお話だったと思います。川田先生からは、「公私」をどのように見るか、それを「聖俗」というかたちで言い換えられるのではないかと、御提案がありました。お二方からは、伝統と近代、公私と聖俗といった面からお話をいただいたと思っております。

伝統と近代ということに関わるのですが、そもそも「皇室制度」という言葉自体、いつから使われてきたのだろうか。なかなかはっきりとわからないのですが、それほど古いことではないと思えます。明治時代ではないか。「皇室制度」ではなく「皇族制度」という言葉に関しては、齊藤先生からお名前が出ました池辺義象が、國學院大学の母体である皇典講究所で明治時代に講演をしております。明治二十三年四月発行の『皇典講究所講演』三十四で、「皇族制度」という題名の講演記録があり、「皇族制度」という言葉を使っています。皇室典範が出来て間もない訳ですが、「制度」という言葉がはっきり付いている。江戸時代には

『制度通』（伊藤東涯著）という書物がありました。明治二十二年、三年に『日本制度通』といふテキストを作ったのが、先ほどの池辺義象と萩野由之という国学者であります。また、宮中に制度取調局が明治十七年に設けられています（明治二年には太政官に制度局設置）。

皇室典範につきましても、井上毅が本格的な検討を行う前に柳原前光が「皇室法典初稿」というかたちで、皇位継承法だけではなく、皇室の経済、財産など、後に皇室令になるようなことも含めて網羅的に盛り込んだ根本的な草案を作っております。「皇室法典」、その前には「家憲」とか「家法」、或いは「皇族内規」、「皇室制規」、「帝室典則」など、様々な名称の草案が作成されました。「皇室」か「帝室」という問題、基本的にはほぼ同じ意味なのですが、それぞれのニュアンスということも含めて考えていくべきことだと思います。また、皇族の「内規」と皇室の「典範」とでは大違いですので、そのあたりの名称も含めまして、もう一度確りと押さえておくべきではないかと考えております。

そもそも皇位継承法を含めた皇室制度について、明治時代において臣下の立場から草案をお作り申し上げ、それを規定していくということ自体が画期的なことであると考えております。皇位継承に関わることを「不文の法」という

かたちで漠然と理解していたものを、成文法として作ってしまうということは、まさに近代的な事態です。こういう事態は本来、当たり前前の話ではないのではないかと、ということから見ていくべきと思っております。

皇室典範を作成する際の下支えとなった「考証」につきましては、主に国学者が日本の古制を探ってくる。その中で近代の皇室に相応しい根本的な規定になり得るものを見出し、西洋の制度と共鳴する点を慎重に検討していく訳です。明治維新後の国学者は、単なるアナクロな存在ではありません。私が所属している國學院も、よく言われるのは文明開化に対するカウンターとしてのみ設立されたという人がいますが、一面的理解です。皇室典範或いは大日本帝國憲法が制定された明治二十二年の翌年、「教育勅語」が換発された明治二十三年に皇典講究所を母体にして國學院という高等教育機関が創立されたのは偶然ではない。

もちろん國學院の創立には井上毅も関わっていますが、新しい西洋的な制度、つまり、「皇室制度」というもの、或いは「皇位継承法」は、西洋の王位継承法が前提になければ決して創られなかった代物です。本来、西洋の制度が無ければ成文化する必要が無かった訳ですが、それをやらなければ列強齷く国際社会で生き残っていけないという判断がありました。「議會」もそうですが、「憲法」を導入

するにあたって、これは明確に西洋的な制度な訳ですが、その制度をそのまま取り入れるのではなく、日本の古い制度の中に色々なものがあって、矛盾するものもたくさんある訳ですが、その中からどの辺りが新しく導入する西洋的な制度と共鳴するか、ということを見出していくのが国学者の役割であった。井上毅がそうした役割を国学者たちに求めたわけです。

一時期、池田義象の義父になっていた小中村清矩という国学者がいます。この人は東京大学（明治十九年に帝国大学）の教授になって、文学部（文科大学）附属古典講習科という一種の「国学科」において教鞭を執っており、皇室制度の考証にも携わった人です。この方が、皇室典範が出来た後、明治二十三年に「法律研究会」というところで『皇室典範義解』（伊藤博文著、実際は井上毅起草）の講義をしています。ここで小中村清矩は、「古例」としての賜姓降下や法親王、親王宣下という制度を採用せず、「皇胤の男子及び其正配皇胤の女子を総へて皇族と称する制を新に定めて古義に拠らざる義を弁せり」、「今典範には天皇より五世までを親王内親王とし以下を王女王として、永く皇族に列する事を定められたる理由は義解に明らかにして古制を斟酌し一部の皇族を立られたる新制なり」とはつきり言っています。この国学者は、新しい制度をここでは入れているの

だと述べている訳ですが、それは新しく勝手に創った訳ではなく、古い制度を「斟酌」、或いは別のところでは「古今を折衷せる義」と述べつつ、古い制度と新しく導入する制度とを結び付けながら、実際としては新しい制度を創っているのだという注釈をしています。当時の国学者が新しい具体的な制度を導入するに際してどのように考えたのかというのが良く分かります。

皇室典範の具体的な制定過程の中で、「国憲」（憲法）の中に皇位継承を盛り込んでいた元老院という明治八年に設置された立法機関の「国憲按」というものがあります。これは従来、皇位継承法部分は西洋の条文をそのまま取り入れているということで、殆ど注目されていない状況でしたが、細かく見ていくと、元老院の「国憲按」を作成する際に、その前提となる考証作業に携わった国学者たちが活躍しています。先ほど言った小中村清矩の盟友であった横山由清。この人は明治十二年に亡くなってしまいましたが、もし生きていれば間違いなく小中村と同様の役割を果たしていた人です。津和野派国学者の議員・福羽美静が後ろ盾となり、横山由清や黒川真頼、さらには『古事類苑』の編修長としても有名な佐藤誠実という「内国部」（元老院国憲取調局の調査課編纂掛）を構成した国学者たちが皇位継承に関する史料蒐集と考証を行い、明治十年の『纂輯御系図』や

同十一年の『旧典類纂 皇位継承篇』という書物を纏めま
す。注目すべきは、後者が御歴代の「代数」と父子直系継
承である「世数」とを区別し、『神皇正統記』の記載を踏
まえて纏めているという点にあります。

こういった国学者の研究が一部、元老院「国憲按」の皇
位継承法部分に関わっていると考えられるのは、横山由清
が「継嗣考」において、男系男子の継承が尽きた場合には
女系もあり得る（横山の表現では「女統」という、最後の
最後における手段として女系継承の案を書いている訳です
が、それが反映していると思われる条文が「国憲按」の最
終草案に出てくる。それから、宮内省で編纂した「皇室制
規」に女系継承認容の条文が出てくるが、これも同様に、
単に西洋の王位継承法を無批判に取り入れたのではなくて、
ギリギリまで男系男子の継承を試みた結果ならば、女系継
承もあり得るのだという極めて慎重な意見です。盟友で
あった小中村清矩の「女帝考」は、井上毅の女帝否認論の
立論に重大な影響を与えた考証ですが、古来の女帝はやむ
を得ざる時に限られた異例であることを述べており、横山
由清も『旧典類纂 皇位継承篇』で同じ結論を出していま
す。そういった考証を踏まえつつ、どのように決断するの
かというのは、時の情勢や各人の考え方によって変わって
くることとなります。

また、皇室の「御系譜」の問題になるのですが、「皇統
譜令」という皇室令が大正十五年に出来ます。これに関連
して官における御系譜の研究は明治の初めから行われてい
ます。それが現在の課題にどう寄与するのか、という点は
別としまして、事実だけ申しますと、御代数の原点、起点
をどこに位置付けるかということについて、色々な議論が
あったということが御系譜研究から見出せます。『御歴代
ノ代数年紀及院号二関スル調査ノ沿革』の附録にある「御
代数正数」（明治三年太政官制度局開申書の写）を見ますと、
「天之御中至尊」（天之御中主神）をはじめ「別天神」から
書き起こしつつも、御代数としては「国之常立尊」（国之
常立神）から「二代」として数え始めることを「正当」と
し、「八代」が天照大御神、「十三代」が神武天皇であって、
そこからはずっと皇統が繋がって「百三十四代」の「今上
天皇」（明治天皇）に至るとしています。末尾には「天照皇
太神」や「瓊々藝尊」より数え奉って然るべきという論も
あり、世上の多くは神武天皇より数え奉っていると記して
いますが、これを見ても、御代数の起点についても色々な
議論があった末に、今の常識といえますか、第一代は神武
天皇というかたちになった。近世、或いはそれ以前からの
神武天皇景仰に対する動きであるとか、様々なことを踏ま
えつつ見ていかなければならないと思います。

また、酒巻芳男という宮内官による昭和九年の『皇室制度講話』では、「皇位継承の資格」を説明したところで、「男系の皇胤に依り皇統に在ること」、つまり「男系主義」を採るとして「此の点も天忍穂耳尊以来変更なき成例」と記していますが、ここでは神武天皇を起点としているのはありません。斯様な細かいことも含めまして、様々な記述を押さえつつ、近代においてどのように決断され、展開していったのかということを理解すべきだと考えます。

ここで齊藤先生に質問したいのですが、本日も井上毅と関わる重要人物として柳原前光の名前が出ています。堂上公家（名家）である柳原家の前光は光愛を父に持つとともに、大正天皇の生母である明治天皇の典侍・愛子が妹であり、外国交際の経験も豊富な俊秀で、非常に重要な人物だと思えます。この方が草案となる包括的な「皇室法典初稿」というものを書かなければ、最終的に井上毅があれだけのものを纏め上げられたかどうか分かりません。

井上毅は、皇統に属する者全てを皇族とする「永世皇族主義」を主張し、「世襲親王家」及び「親王宣下」制度を存続させることを考えました。一方の柳原前光も原則として皇統に属する者を全て皇族とするが、増加しすぎた場合には遠系の者から「賜姓降下」させていくという客観的な制度を主張しました。結局、明治皇室典範においては、

「伝統」的な制度としての「親王宣下」「賜姓降下」のどちらも規定されず、「永世皇族主義」により皇位継承者の確保が優先されました。また、柳原・井上ともに当初は讓位、太上天皇を容認する考えでありましたが、明治二十年三月に高輪会談が行われて、伊藤博文が最終的に讓位は採用しないという決断をする。これは良いとか悪いとかではなくて、井上毅や柳原前光、伊藤博文のそれぞれの考え方の相違として捉えるべき問題であります。井上毅と柳原前光、岩倉具視、伊藤博文などの相違について、もう少し御教示いただきたいと思えます。

川田先生の方には、武田先生から大分御質問がありましたので、簡単にしたいと思います。まず、「皇室財産」という言葉につきまして、これは近代的な言葉であろうと考えますが、どの辺りで登場してきた用語であるのかということをお聞きしたいと思います。また、「公私」の別ということ、「私」の範囲というお話がありました。そして、宮中・府中の相違というところで、聖俗というふうに見てどうかという御意見がありました。その場合の「聖」というものについて、もう少し具体的な中身を教えていただきたいと思えます。ともすれば、「聖」と付きますと単純に宗教的な概念として捉えられてしまうと思うので、このあたり、近代においては区分しておかないとなかなか説明

しにくいところがあると思います。

それから、大事なところだと思うのですが、公私のない御存在である天皇の「遺命」ですが、そうなりますと、天皇の御遺志をどのように反映させるのか、或いはそれが成立するのかという議論があったのかどうかというところを御教示いただきたいと思います。

こうした皇室制度のことにつきましては、これはより広く「天皇制度」と捉えてしまいますと、大分意味合いが違ってきますので、皇室制度の中身をどのように捉えるのかというのは色々問題点があると思います。戦前出された帝国学士院編纂の『皇室制度史』の第一、二巻は「国体」を取り上げております。根本的な話になりますが、やはり「国体」の内実をどのように考えるのかについてが、皇室制度を考える鍵になってくるものと思います。

藤本 藤田先生、コメントありがとうございます。先ほどの藤田先生からのコメントを伺って感じますことを少し申し上げたいと存じます。最初の齊藤、川田両先生からの講義を受けて、武田、藤田両先生からのコメントの前提となる問題の一つとしては、「伝統と近代」であろうかかと思えます。その前提をも含む形で、まずは名称の問題を考えてみたいと存じます。「名は体を表す」という言葉もございいますが、制度を考える場合にその制度そのものを示す

名称、つまり「皇室制度」ですが、本日の講義のなかでも「典憲体制」をはじめ、いろいろな制度にかかる言葉が登場してきたかと思えます。しかしながら、言葉の問題については、「財産」という言葉についてというお話でもご質問が一つあったと思います。そういった問題とは別に、齊藤先生には、井上毅と伊藤博文、柳原前光、岩倉具視など、それぞれ維新から明治中期にかけて活躍した政治家、官僚、華族などについてご紹介いただいた中でも、それぞれ制度を形づくる鍵となった人物の考え方の相違という点について一つご質問がありました。

ついで、川田先生の方には、「公私の別」、「聖俗の別」、あるいは「宮中・府中の別」という話もありました。「聖と俗」の「聖」の中身ということについても、天皇の「遺言」、「遺命」という言葉がありました。天皇のご遺志を反映するの、あるいは、制限するの、かという点でもご質問があったかと思えます。私のほうで長々と話してもいけませんので、これから、一旦、休憩を致しまして、その間に本日ご参会の方々からの質問用紙を回収させていただきます。休憩後に改めて討議を行いますので、お二方のコメントーターからのご指摘を踏まえましてまず、齊藤先生、川田先生からリプライを頂戴致したいと存じます。その後、私の方で改めて各先生方に参会の皆さま方からの質問等含

めてそれぞれお伺いしたいと思います。それでは、休憩とさせていただきます。

(休憩)

藤本 それでは、討議を再開させていただきます。先ほど武田秀章先生、それから藤田大誠先生からコメントを頂戴しまして、その中に両先生から、齊藤、川田両先生への質問がいくつかあったと思います。まず齊藤先生の方から、先ほど武田先生からの質問があったかと思いますが、その中でまず、「祖宗の遺訓について」ということ、それから明治中期以降の政治的な安定期となった時代と、それ以前のことをどう考えるのかという点でのご質問であったかと存じます。それから藤田先生から、「伝統と近代」という問題をどのように考えるのかという点、それから、維新前後からの国学者による政治、行政面での貢献がありました。が、井上毅、伊藤博文、柳原前光、岩倉具視など、皇室の近代の制度を決めていく上でキーマンとなる人物がいらっしゃったかと思いますが、そういった法制官僚とか、政治家、側近である人物を含めてですが、そういった点についても改めてリプライをいただければと思います。

齊藤 武田先生、藤田先生、ありがとうございます。

武田先生からは、「祖宗以来ノ遺訓」として江戸時代以来の流れをどう捉えるのか、かつ新しい時代に向けてどう対応するかのご質問をいただいたと思いますが、まとめお答えします。

ご質問の中で光格天皇のございでしたが、ご存知のとおり、光格天皇よりも前の、殊に後水尾天皇をはじめ江戸時代における歴代の天皇は朝儀の復興に尽力されました。しかもその際、古代における本来の形式・様式で復興すべく、朝儀の研究が進められました。当時は徳川幕府による制約もあり、現実には不十分な様式での復興でしたが、こうした天皇を中心とした朝儀復興から復古思想が醸成され、江戸時代中期には復古思想に基づく国学が誕生することにもつながりました。この結果、江戸時代後期から幕末にかけての光格天皇をはじめ、孝明天皇による朝儀の復興や国家安泰のための祭祀の齋行、さらには山陵の修補と祭祀再興等を経て、明治天皇を中心とする明治維新を迎えることになるのです。

明治維新では「復古」と「維新」、つまり古(いにしえ)の姿を蘇らせる、古の体制を復興させる「復古」とあわせて、すべてを新しくさせる「維新」が目指されました。「復古」と「維新」は、本日の講演で取り上げた「伝統」と「近代」に当てはめることができます。日本では明治維

新を迎えた「近代」という時代は、当時の国際情勢を背景に、江戸時代のように国内に閉じ籠もるのではなく、海外諸国と積極的に交流をもたなければいけない時代でした。当時は西洋諸国と並ぶ「近代国家」となることが目指され、そのため西洋の文物を導入して近代化していかなければいけない、近代的な学術・技術や法制度を積極的に取り入れることを当然しなければいけない時代でした。ただし一方では、「伝統」も護持・復興しなければならぬとの意識も強くあり、「伝統」と「近代」のバランスを取りつつ、日本の文化や歴史に基づく国情に適合した近代化を果たすことが図られました。

こうした「伝統」と「近代」のバランスを、とくに典範や憲法の作成において図った一人が井上毅であったと考えます。時代や思潮により変わる面はあっても、絶対に変えてはいけない、守らなければいけない「伝統」があり、歴代の天皇を通じて一貫して護持されてきた事柄、これこそが「祖宗以来ノ遺範」になります。この点を国学者による調査から見出すとともに、守るべき「伝統」は守り、「近代」の時代に応じて変えるべき点を変えていくという、両者のバランスを取ることに配慮して日本の近代的な制度の整備を進めたのが井上毅だったのでないか。そして、今後の、新しい時代に対応することについても、現代は政

治・社会状況の変化が著しい時代ですが、こうした中でも「伝統」と「近代」、「復古」と「維新」のバランスをきちんと取っていく姿勢をもつことが重要であると考えます。

続いて、藤田先生の「皇室制度」や「皇室典範」といった「名称」をめぐるご指摘のとおりで、「名称」の重要性は私も常に考えるようにしていますが、膨大な資料や文献の中から特定の字句の初出や用法を徹底的に調査することは、現実には大変な作業となります。

例えば「皇室典範」の名称について、作成が着手された当初は「皇室法典」や「皇室典憲」等、様々な呼び方がなされ、これら名称の違いが、その内容や性格の違いを表したもののなか、当事者の間で名称の違いがどこまで意識されていたかは、改めて調査・研究する必要があります。「皇室典範」の名称は、伊藤博文・井上毅・柳原前光の三者で典範の各条文に関する協議がなされた高輪会談で伊藤が決定したのですが、これ以前の草案の名称に「皇室典範」がすでに用いられており、最初に「皇室典範」と名付けたのは井上毅でした。なぜ井上が「典範」の名称を用いたかは判然としませんが、本日の講演で説明しました「祖宗以来ノ遺範」の言葉に表されるように、皇室の歴史的・伝統的な「規範」に基づいたものであることを示す意図があったのではないのでしょうか。あくまでも推測ですが、

「名称」に着目して、その意味内容を調査・考察しますと、従来の評価が変わり、新たな解釈を生むことにつながるものと考えます。

また、国学者についてのご指摘もいただき、まさに藤田先生がご専門ですが、明治時代には開明的な国学者が数多くいました。本日の講演では井上毅を中心に説明したので、国学者については井上による「伝統」と「近代」の整合・両立のもとで「伝統」の調査に従事したとする、主に受け身の側で取り上げましたが、国学者にも日本の近代化の中で「伝統」を守り、かつ活かそうとする意識が強くあり、近代化における「伝統」の護持・活用のための活動を主体的に行っています。この意味で、井上毅の「伝統」と「近代」を整合・両立させるとの意識は、明治の国学者も共通して抱いていたこととなります。同様に、井上毅と国学者の関係も、井上の命を受けて国学者が調査に従事する上下関係の構図のみで捉えられがちですが、むしろ国学者のほうから井上にアピールした面もあります。加えて井上のもとで調査に従事した国学者は、井上の命を受けて調査した面がある一方、自らの研究活動が基盤となり、その成果が井上の意に叶って活用された事例もあり、今回説明した池辺義象による即位礼・大嘗祭の調査における、学生時代に発表された「皇家大礼考」が井上図書頭を中心に編纂され

た『図書寮記録』所収の「皇家古礼考」に改題・再編され、典範の義解にも活用されたことはその一例と言えます。このように、国学者においては学術的研究と政府内での調査が結びついていたことが指摘できます。

最後に近代皇室制度の形成における井上毅、伊藤博文、岩倉具視、柳原前光の関係について、まず伝統的な皇室制度の調査に尽力した岩倉は死に臨み、井上に皇室法の作成を頼んだとするエピソードがあります。一方で、柳原も岩倉のもとで皇室制度の調査を行い、西洋の近代的な皇室制度の調査にも従事して、講演の中で述べたように、岩倉は伊藤に柳原のことを託しています。そして、実際の典範作成のときに、伊藤は岩倉のもとで皇室制度の整備を準備してきた柳原に起草を依頼し、岩倉から皇室法作成を託された井上にはその修正作業に従事させる体制をとっています。典範の作成に関して、私の理解としては、中心的起草者は柳原であって、井上はサポートする立場にあった、つまり井上は各条文の修正および義解の作成をメインとし、あるいは柳原に典範起草のための参考資料をしばしば送っていることから、井上は基本的に柳原による典範の起草をサポートする立場にあったと考えています。ちなみに柳原が「皇室法典初稿」を手直しして再稿を作成している間、井上も独自に調査・研究を行い、柳原の初稿をベースとしつ

つも大幅に改編した典範案を作成して伊藤に送っているのですが、結局井上の案は取り上げられず、柳原による再稿をもとに典範の作成が進められました。このように典範作成の役割でいいますと、岩倉から皇室制度の確立を託された井上と柳原に対して、伊藤の主導のもと、柳原が典範草案を起草し、井上がその修正や義解の作成を行う構図であったと捉えられます。

また四人の相違点については、岩倉は伝統的な皇室制度を最重要視し、柳原も近代的な皇室制度に精通していましたが、即位礼・大嘗祭の規定を初稿の段階から設定するなど、伝統的な皇室制度を基本に据えていたと見ることができ、一方、井上は「伝統」と「近代」の整合・両立の立場から伝統法を重視しましたが、やはり Imperial House Law の概念に基づいた皇室法の確立を最終的には第一義としたものと捉えることができ、伊藤も典範については井上と同様の認識であったと思われます。

ただ、伊藤と井上の間には、天皇への認識に違いがあり、井上は天皇と内閣との一致、つまり官府一体の観点から、天皇をして政府の中心に立つ、積極的・能動的な君主、つまり武田先生のコメントにもあった「アクティブな帝」として日本の国を治める存在であるとの考えが強くあったと言えます。

一方の伊藤は、天皇に向けて不可侵的・超越的な像を描いていたと見ることが出来ます。このことは枢密院設置の際の伊藤・井上両者の意見に見出すことができ、井上が官府一体、天皇と内閣は一体であるとする立場から、枢密院の設置に反対したのに対し、伊藤は井上の意見を無視して、天皇と内閣の間に枢密院を置きました。枢密院の設置は、結果的に内閣が政党から攻撃されても、天皇には累が及ばない構図を確立させました。これが井上の説いた官府一体の体制では、内閣への攻撃が天皇にも波及する危険性が生じることとなります。こうした事態を回避するために、伊藤は枢密院を置いたと見ることができると同時に、あらゆる対立を超えた、日本の国のすべてを包み込むような存在として天皇を位置づけたとも指摘できるのではないのでしょうか。少し抽象的になりましたが、以上のように考えています。

藤本 齊藤先生、どうもありがとうございます。続きまして川田先生にお答えをいただきましたのですが、先ほど、武田先生からのご質問の中に、今日のお話の中心は、明治二十年代以降ということでしたが、それ以前の歴史認識というところで古代の皇室の財政とか、そういった問題についても歴史的な経緯を少しお伺いしたいというお話が一つございました。また、大政奉還、王政復古の大号令から、

まさに明治新政府による政治が始まっていくわけですが、明治新政府の財政的な問題を含めてですが、皇室の経済制度、お金の仕組みといえますか、そういった点についてもプライを頂戴したいと存じます。あるいは、御内帑金や祭料などのお話も少しありましたが、天皇のお下賜金の問題において戦前と戦後の違いという点についても、近年、種智院大学の宮城洋一郎先生や皇學館大学の櫻井治男先生などを中心に皇室と福祉にかかる観点からの研究が少し進められてきておりますので、そういった点についてもお伺いしたいということと、それから藤田先生からお二方にとということでしたが、「伝統と近代」という点で、皇室制度という言葉とということでは、皇室財産、現代でいうと皇室経済という言葉になるわけですが、皇室財産という言葉の問題とということについてもお伺いしたいと存じます。それから経済面における「公私の別」という点、「宮中と府中の別」という点についても、川田先生から新たに「聖と俗」という考え方を提示いただきました。天皇の「遺命」という話もありましたが、天皇の公私の別と、それに対する制限の問題とということでご質問ですので、川田先生、宜しくお願いいたします。

川田 すべてにすぐお答えできるかとというと、自信がありません。私は古代のことは本当に門外漢で、根本のそこ

ろがあいまいになる可能性がある。たとえば古代の皇室の財産、井上毅が書きました『皇室典範義解』には、世伝御料というものは古代からあった。御田というものがあって、それが世伝御料に該当するものだと説明しています。それから、皇室の費用ですけれども、通常の皇室費は、先ほど申し上げたとおり明治二十数年ぐらまでは国庫からの支出でだいたひ賄えていた。それで賄ひ切れなくなつて、『皇室財政沿革記』という資料が宮内庁にあります。それが編纂されるあたりから皇室財政のスリム化が議論されてきました。明治二十年、二十二年ぐらまでは国庫からのもので十分賄えた。

災害の恩賜の話で磐梯山の話とか出ましたけれども、二年前に「恩賜録」に関する調査をして、明治二十一年、二十二年、二十三年の資料から一覧表を作成したのですが、その資料では道府県知事から被害の状況というものが比較的早い段階で送られてきました。

磐梯山に関しては七月十四日に磐梯山が噴火したのですけれども、書類自体は七月十七日に作成されていますので、三日後には届いている。ほかの災害の事例も一日ぐらひで届いていることがある。陛下から下賜があったという書類もあり、それも七月二十四日なので、二週間ぐらひで要領よく事が進んでいる。

これは私の研究ではなく、「恩賜録」のことを研究するときに、最初に明治学院大学の遠藤與一先生の研究書を読みました。その本によると、先ほど大隈や福沢が提唱していた、政治以外の社会的な学術奨励、災害の救済、福祉関連の役割の重要性について、意図的に政府内で進められていただろうという記述があつたことを記憶しています。国家の側の皇室の役割としてそういう部分を担っていたかどうかというものがあつたのではないかとことです。

藤田先生の財産という言葉ですけども、元老院の「国憲按」というものがあつて、明治九年とか十二年か十三年などの草案が主要なものです。その附属書類の中に、これも藤田先生がおっしゃった国学者の横山由清というのがいます。その人が帝室の財産、所有とか私有について書いています。おそらく明治八年から十年あたりの書類と思うのですが、官有財産は政府のもので、帝室にいわゆる私有財産はない。そういう状況にあるのは、皇室と国家との区別が習慣的になつた、だから皇室に私有財産というものはないという考え方をしていた。明治七年の「地所名称区別」で国民に財産私有を認めたので、当然それ以降は所有の概念はあるけれども、皇室が所有するという発想はなかった。伊藤などがいつているような、官有物はすべて皇室のものであるという発想も、このような価値観に基づく

のではないかと思います。

それと、聖と俗の区別ですけども、聖なる部分は何かという話になりますが、私がきょう報告した部分でいいますと、あえて規定しなかつた天皇の遺言のところとか由緒物、それから、逆に規定することによってその存在を明確にした世伝御料なんかは聖の部分になるだろう。今後のことも考えると、齊藤先生のいちばん最後の資料の裏にあつた公的な部分で、その宮中祭祀に関わるようなこと、さらに公的な大嘗祭など、一般の政治家が議論するべきではないようなことが聖と考えるのがよいと思います。ただ、それが皇室の私的なことなのかというと、皇室のことは国家と密接に関わりがあるのでということ考えると、「私」よりも「聖」が適当ではないかと思っています。

それから、天皇の意思をどのようにして認めるのか。遺命についてが顕著ですけども、明確にしないで制限するような要素が含まれるというのは、非常に難しい問題になつてくる。遺命の議論のときのように、天皇の意思は公には詔勅というかたちで示すのが筋だと思しますので、そうなつてくると、純粹に天皇のご意思だけで遺言ができるのかというと、そうではないと思います。いまの陛下もそうですし、昭和の陛下もそうですけれども、宮内庁内においていうことを考える人がいるはずで、戦前に昭和天皇が、

政治的な発言、内閣の批判などをして、それ以後いわなくなつたということもあります。現代においても、簡単に意思を表明し、それを反映させるというのは難しいことではないかなと思います。こちらへんは内容によつて私のいう聖の部分と俗の部分というのがあると思いますので、いま私の知識では上手にお話することができません。

藤本 川田先生、ありがとうございます。討議の時間が残り十分余りとなりましたが、今日の参会者の方々からの質問も頂戴しております。まず、川田先生へのものだと思いますが、明治期の皇室財産の区分として世伝御料と普通御料の区分がなされたというお話をいただきましたが、普通御料とされた不動産にはどのようなものがあつたのでしょうか、という質問です。また、普通御料に分類された現金以外の財産の、価値の高低を確定するというのは、どのような基準でなされたのでしょうかという質問です。

川田 普通御料については私も手元の資料がないと正しく答えられません。『帝室林野局五十年史』という本がありまして、その中に様々な御料地や御料林について書いてありましたので、覚えてなくて申し訳ありませんが、現金以外は、もともと皇室財産の最初の設定が日本銀行と横浜正金銀行の株式ですけれども、そういう銀行株、それから鉄道株、台湾製糖などがあります。また、東京市債、大阪

市債、広島市債といった大都市の債券というものもある。私のイメージでは、国家の重要な部分に関する証券が多いなどという印象です。申し訳ありませんが、この程度で御勘弁ください。

藤本 ありがとうございます。戦前の皇室財産については、とくに御料林の問題がありまして、御料林の維持がとくに問題になつたりするということもありましたが、実際に戦前期の一番の財産家が皇室であつたという言い方がふさわしいか、どうかわかりませんが、土地などの不動産やいわゆる流動資産、つまり金融資産を含めていかに巨大だつたかということを申し上げてみますと、終戦当時、三井財閥が所有していた有価証券が三億九千万、三菱が一億四千万、住友が三億一千五百万なんです。当時、皇室所有の有価証券が三億三千万ということですので、その意味では、皇室の金融資産がかなり潤沢であつたということがわかると思います。先ほどのご質問になつた方に少しばかり参考となるような話かと思ひますので、司会の方からお話をさせていただきます。

さて、川田先生からのコメントに対しまして、質問を頂戴した方にも本来はお答えをいただいたわけですが、残りの時間もわずかでありますので、私の方から一点だけ、齊藤先生の方に質問をしたいと存じます。憲法と典範との価

値観の問題で、宮務と国務という中で、最後にちよつとだけ補足の説明を頂戴できるとありがたいと存じます。と申しますのも、典範より憲法のほうが若干上かどうかみたいな感じで考えていたというお話があったのですが、井上毅の憲法に対する考え方、あるいは典範に対する考え方というのを少し補足いただければと思うのですが。

齊藤 典範に示された宮務と、憲法に定められた国務に関する井上の考え方として、近代立憲主義の文脈から、両者を制度上別けて捉えていたことがうかがえる意見や発言等がある反面、本日の講演で説明した「シラス」論に表される、天皇による公的統治の考えに基づいた天皇・皇室イコール国家・政府とする官府一体の主張からは、宮務と国務を制度的には二元的ながらも、天皇・皇室のもとで実質的には一元的な関係にあるとする意識が強くあつたと見ることができません。

実際に、井上の憲法あるいは典範に対する考え方として、『皇室典範義解』の原型となる「皇室典範説明」の前文の箇所、井上は典範を立憲国の「第一ノ要義」と位置づけ、ここから典範は憲法の上にあるもの、さらに皇室は憲法の上であり、皇室があつて憲法があると説明しています。この前文の箇所は、井上が参照した西洋の王室法の沿革や法制度に関する資料の中の記述になつたものとされ、典範

が憲法の上にあるといった文章や表現も、『義解』として刊行されるまでの間にすべて削除されましたが、一方で枢密院において憲法に先立ち典範から審議されたのは、典範をして「第一ノ要義」とする認識があつたことによるものとも言われています。

藤本 ありがとうございます。もう一点ですが、明治初期には様々な人々が様々な考え方で、憲法をはじめとする国の大枠の法制度、そして皇室制度についても考えていました。例えば、「国憲按」もそうですが、いろいろな案が出されています。政府側にあつた担当官僚や政治家は勿論のこと、民間の言論人などからも様々な試案、あるいは現代のものとしても参考になるような案までたくさん出てくるわけですが、それぞれが出されても全くバラバラのままであつたのか。あるいは、そうした参考意見を誰かが踏まえる、まとめていくという作業がなければいけません。それらを伊藤博文らの下で柳原や井上など法制のブレーンが整理を行ったのか、行っていないのか、基本的な考え方がバラバラだと思いますが、こういったものをどうやってとりまとめていくのかというところが一つのポイントになるのではないかと思うのですが。

齊藤 ご指摘のように皇室制度、殊に皇位継承法をめぐっては、政治家や官僚のほか、民間の言論人の間でも

様々な議論があり、典範の作成はまさに当時までになされた議論を踏まえて取り組まれたものとなります。また、実際の作業においても、井上と柳原との間で皇室制度に対する考えが異なる面があり、さらに枢密院審議の場においては、多くの異なる意見が出たわけですが、このような様々な考えや意見を最終的にまとめたのは伊藤博文でした。伊藤はこうした諸意見に対し、ある時は妥協し、ある時は折衷し、あるいは自らの考えを強引に押し通す等を行って典範を完成させました。

このように、伊藤には統括者・統率者としての優れた資質を有していた面が見出せますし、井上の亡くなった後に行われた、明治後期における典憲体制の確立や皇室令の制定にも、帝室制度調査局総裁として成し遂げるといって、典範をはじめとする明治期の皇室制度の整備・確立における最高責任者の立場を一貫してつとめたことが指摘できます。

藤本 それから川田先生、現在、皇室の経済あるいは財産を考えますときに、いわゆる経費として支出する、つまりお金を支払う方もあるわけですが、収入、つまり貰う方、蓄える方もあります、そういう意味では、戦前は皇室経済の話は収入、支出の両面で考えていかなければならないかと存じます。一方で、寄附でもらう上限額を定めてしま

うと、そこまでしかできないということの問題があるという話もありました。その意味では皇室令も戦前と戦後ということを考えることは、非常に大きな差異があるかと思っております。皇室費に関わる戦前と戦後の問題ですが、戦前であれば、皇族の数も多かつたわけですから、その意味では国庫だけでは賄い切れないというお話がありました。戦後は減少傾向であつたり、ある程度で済んでしまうということもあります。そういった皇室費全体の戦前と戦後の比較で、何かご指摘いただけることがあれば、ぜひコメントをお願い致します。

川田 皇室費ですけれども、戦前の場合、四百五十万円という額が決まっています、その中に宮廷内費、宮廷外費みたいなものがあつて、その中に皇族費というものもありました。これは形式的なもので、やはり足りない。いつから議論されたか忘れましたが、皇族の世伝財産というものを決めて家計の足しにしないとだめだということがありました。戦後になると、すべての費用を皇室費で賄うということになって、これはきちっと計算されていて、増減する場合は物価の変動に基づいて計算する。ほぼ機械的に計算しますので、三億数千万円だったかと思えますけれども、現在は国庫からの皇室費だけで賄う。戦前は賄えないので、御料地からの収益、それから有価証券から収益が財

源に当てられていくとしかいいようがないと思います。

藤本 川田先生、どうもありがとうございます。

本日は「近代の皇室制度―運用と課題」ということで齊藤、川田両先生のご講義がありました。そのあとに武田先生、藤田先生からコメントを頂戴したわけですが、明治のいわゆる「典憲体制」をどう考えるのかという問題も含めて、さらにはそれを動かす上で一つの基礎、要となるのは、経済、そしてそれを形作る制度の問題、つまり皇室財産の問題も非常に大事な問題であります。皇室、天皇というのは、まさに世襲にて継承されていくわけですので、その意味では財産の世襲という問題は皇位継承の問題と直結する問題でもあります。そういう意味も含めて、近代における皇室制度のグランドデザインを考え出した井上毅にかかわるお話を齊藤先生から頂戴し、そして、皇室の制度とその活動の問題についても、その基礎となる皇室財産の問題を川田先生から頂戴したわけです。神社でも同様ですが、経済的な活動を行う上では、必ず建物、不動産の問題がやはり問題になるわけです。その意味でも皇室の財産の継承の問題は皇位の継承の問題と直結します。まさにこれも皇室制度の一つということになるかと思えます。

皇室制度の問題は、様々な面から多くの解説書があり、戦前期からいろいろと考えられてきたわけですが、今日の

ポイントの一つとして、従来からある皇室の伝統との整合という問題から考えていくということも「伝統と近代」ということをキーワードに藤田先生からご指摘がありました。もう一つは官務法と国務法という二元体制ということで、国家の家法、それから皇室の家法という問題です。その中で現代のあり方を考える上で、近代に形成された皇室制度を考えるとというのは、非常に大きなことでもございます。藤田先生のご指摘にもありましたが、近代の皇室制度というのは、まさに皇室の内部の制度を臣下の人間が決めるという意味で画期的な制度だったわけですので、その意味でも現代の私たちがいまの皇室制度のあり方、あるいは天皇のあり方ということも含めてですけれども、まさに現代のことを考える上でも、非常に参考になるお話であったかと思っております。

それでは、時間にもなりましたので、本日の「近代の皇室制度―その運用と課題」という公開シンポジウムの討議をこれで閉じさせていただきます。拙い司会でございますが、本日はどうもありがとうございます。